近世繪圖地圖資料集成・第I期

The Collected Materials of Maps and Pictures Produced in Yedo Era / First Series

近世繪圖地圖資料研究会　編・解説

（第15巻）正保國繪圖集成・東日本篇
[Fifteenth Volume: The Country Maps of Japan Islands in Shôhô Term by Tokugawa Government]
（第16巻）正保國繪圖集成・西日本篇
[Sixteenth Volume: The Country Maps of Japan Islands in Shôhô Term by Tokugawa Government]

一覧表・目次（List and Contents）

株式会社科学書院
(Kagaku Shoin Intelligence Industry Inc.)

読者の皆様へ

皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。長い間お待たせ致しましたが、『近世繪圖地圖資料集成　第Ⅰ期』第 17 巻と致しまして、「元祿國繪圖集成」を上梓することができました。また、「『近世繪圖地圖資料集成　第I期』第 15 巻・第 16 巻（正保國繪圖集成・東日本篇及び西日本篇）　一覧表・目次」を、同時に刊行することができました。発行の遅延を深くお詫びする次第です。このシリーズも 2013 年度までに全部で 17 巻を刊行することができました。ここまで、この出版活動が長く継続できたのも、ひとえに、読者の皆様の支えがあったからこそのことであると、心から感謝の気持ちを捧げる所存です。

さて、この第 13 巻以降は、フル・カラー版で刊行することになりました。第 12 巻までは、黒白版でも解読や研究が可能な、町村繪圖、測量圖、見取圖、概略圖などの地圖群を主として掲載してまいりましたが、第 13 巻以降は、色別でしか表現できない詳細な地誌情報などが埋蔵されている國繪圖、河川圖、植生圖、広域圖、郡圖、変遷町村繪圖などの資料を全世界で博捜して、整理・統合・解析の過程を踏んだうえで、公刊する所存です。これからもご支援をお願い致します。

なお、『近世繪圖地圖資料集成　第Ⅰ期』（第 15 巻・第 16 巻）、「正保國繪圖集成・東日本篇」及び「正保國繪圖集成・西日本篇」の総目次などを以下に掲載致しますので、ご覧ください。

［近世檜圖地圖資料集成第1期・第15巻及び第16巻の内容構成］

【93項目、234枚】

（第15巻）正保國檜圖集成・東日本篇（2010年11月刊行・第15回配本）

【59項目、125枚】

日本國全圖（２項目）、奥州松前圖、陸奥國（３項目）、出羽國、陸前國、陸中國（３項目）、奥州仙臺領、岩城國（４項目）、岩代國（３項目）、越後國、越後國高田領、佐渡國、常陸國（３項目）、下野國（３項目）、上野國（２項目）、下総國、上総國（２項目）、安房國（２項目）、武蔵國、相模國（３項目）、甲斐國、信濃國、飛騨國（３項目）、美濃國、伊豆國、駿河國、遠江國（２項目）、参河國（２項目）、尾張國、越中國（２項目）、能登國、加賀國（２項目）、若狭國、越前國、近江國（２項目）

（第16巻）正保國檜圖集成・西日本篇（2012年2月刊行・第16回配本）

【34項目、109枚】

伊賀國、紀伊國、丹後國、丹波國、山城國、大和國、摂津國、河内國（２項目）、和泉國（２項目）、播磨國、美作國、備前國、備中國、備後國、安藝國、周防國、長門國、但馬國、因幡國、伯耆國、隠岐國・出雲國、石見國、淡路國、讃岐國、阿波國、伊予國、豊後國（２項目）、肥前國、日向國、薩摩國、壱岐國、琉球國

［「一覧表・目次」の他に、別売品と致しまして、『正保郷帳』を提供致しますのでご活

用いただければ幸甚です。原文と解読文を併載の予定。本体価格6万円。 2013 年刊行予定〉]

＊『正保郷帳』

（The Account Book of The Agricultural Products in ShôhôTerm: West Japan Area: Three Volumes）

①「正保郷帳［西日本篇］／ The Account Book of The Agricultural Products in Shôhô Term: West Japan Area」

②「正保郷帳［東日本篇］／ The Account Book of The Agricultural Products in Shôhô Term: East Japan Area」

②「正保郷帳［索引篇(五十音順)］／ The Account Book of The Agricultural Products in Shôhô Term: Index Volume in Order the Japanese Syllabary」

2013 年 3 月 20 日

編者識

［第Ⅰ期: 第 13 巻から第 28 巻までの内容と構成（フル・カラー版）］

（13）天保國繪圖集成・東日本篇（2008 年9月刊行・第 13 回配本/既刊）
（14）天保國繪圖集成集成・西日本篇（2009 年9月刊行・第 14 回配本/既刊）
（15）正保國繪圖集成集成・東日本篇（2010 年 11 月刊行・第 15 回配本/既刊）
（16）正保國繪圖集成集成・西日本篇（2012 年 2 月刊行・第 16 回配本/既刊）
（17）元祿國繪圖集成（2013 年 2 月刊行・第 17 回配本/既刊）
（18）千島・樺太・蝦夷(3)/國繪圖（2014 年6月刊行予定・第 18 回配本）
（19）千島・樺太・蝦夷(4)/初期蝦夷圖（2015 年6月刊行予定・第 19 回配本）
（20）千島・樺太・蝦夷(5)/天明-安政期の北方圖（2016 年6月刊行予定・第 20 回配本）
（21）武蔵・下野・上野・常陸・上總・下總・安房・相模・甲斐［總合・荒川水系]
（2017 年6月刊行予定・第 21 回配本）
（22）武蔵・相模・甲斐[多摩川・相模川水系（2018 年6月刊行予定・第 22 回配本）
（23）武蔵・下野・上野・常陸・上總・下總・安房［利根川水系]
（2019 年6月刊行予定・第 23 回配本）
（24）陸奥・陸中・羽後・陸前・羽前・磐城・岩代（2020 年6月刊行予定・第 24 回配本）
（25）播磨・但馬・因幡・伯者・出雲・石見・備前・備中・備後・美作・安芸・周防・長門
（2021 年6月刊行予定・第 25 回配本）
（26）筑前・筑後・肥前・豊前・豊後・肥後・日向・大隅・薩摩
（2022 年6月刊行予定・第 26 回配本）
（27）日本圖（2023 年6月刊行予定・第 27 回配本）
（28）世界圖（2024 年6月刊行予定・第 28 回配本）

［内容構成に若干の変更がある場合は、ご了承下さい］

［第Ⅰ期: 第 1 巻から第 12 巻までの内容と構成］【全巻完結】

＊［第 1 巻］千島・樺太・蝦夷(1)（1996 年 6 月刊行）［第 1 回配本］
＊［第 2 巻］千島・樺太・蝦夷(2)（2001 年 5 月刊行）［第 6 回配本］
＊［第 3 巻］江戸（1997 年 4 月刊行）［第 2 回配本］
＊［第 4 巻］蝦夷（2002 年 5 月刊行）［第 7 回配本］
＊［第 5 巻］尾張(1)（1999 年 5 月刊行）［第 4 回配本］
＊［第 6 巻］尾張(2)・三河（2000 年 5 月刊行）［第 5 回配本］
＊［第 7 巻］大坂・堺・摂津・河内・和泉（1998 年 5 月刊行）［第 3 回配本］
＊［第 8 巻］丹後・丹波・山城・京都（2004 年 6 月刊行）［第 9 回配本］
＊［第 9 巻］若狭／越前／加賀・能登・越中（1）（2005 年 7 月刊行）［第 10 回配本］
＊［第 10 巻］加賀・能登・越中（2）（2006 年 7 月刊行）［第 11 回配本］
＊［第 11 巻］加賀・能登・越中（3）（2007 年 9 月刊行）［第 12 回配本］
＊［第 12 巻］對馬・壹岐・肥前・長崎（2003 年 5 月刊行）［第 8 回配本］

各巻本体価格 250,000 円，揃本体価格（第 1 巻から第 12 巻まで）3,000,000 円。
限定 100 セット

［第15巻・第16巻の内容と構成］

（１）この『近世繪圖地圖資料集成　第Ｉ期』（第 15 巻・第 16 巻）は、93 項目、234 枚で構成されています。。1 枚につきひとつの番号が与えられています。

｛例｝SM-003-01［ 04659 ］（奥州松前圖）; SM-004-01 ～ 02［ 04660 ～ 04661 ］（陸奥國 2 ）

この SM は地圖群の略記號〈「正保國繪圖集成」の意味です〉、003 と 004 は項目番号、01 と 02 は、この項目を構成する枝番号、04659、04660、04661 は用紙の番号でもあり、通巻のページを意味しています。項目は國の名称のことです。

（２）この、『近世繪圖地圖資料集成　第Ｉ期』（第 15 巻・第 16 巻）は、A2 版の袋 4 個の中に、全部の地圖が収められています。各袋の内容は、以下のとおりです。

一覧表（A）［34項目、61枚］｛第15巻｝

SM-001-01［ 04655 ］（日本國全圖）、SM-002-01 ～ 03［ 04656 ～ 04658 ］（日本國全圖）、SM-003-01［ 04659 ］（奥州松前圖）、SM-004-01 ～ 02［ 04660 ～ 04661 ］（陸奥國 2 ）、SM-005-01 ～ 02［ 04662 ～ 04663 ］（陸奥國 1 ）、SM-006-01 ～ 04［ 04664 ～ 04667 ］（出羽國）、SM-007-01［ 04668 ］（陸前國）、SM-008-01［ 04669 ］（陸中國 1 ）、SM-009-01［ 04670 ］（陸中國 3 ）、SM-010-01［ 04671 ］（陸中國 2 ）、SM-011-01 ～ 02［ 04672 ～ 04673 ］（奥州仙臺領）、SM-012-01［ 04674 ］（岩城國4）、SM-013-01［ 04675 ］（岩城國 1 ）、SM-014-01［ 04676 ］（岩城國 2 ）、SM-015-01［ 04677 ］（岩城國 3 ）、SM-016-01 ～ 02［ 04678 ～ 04679 ］（岩代國 3 ）、SM-017-01 ～ 02［ 04680 ～ 04681 ］（岩代國 2 ）、SM-018-01 ～ 02［ 04682 ～ 04683 ］（岩代國 1 ）、SM-019-01 ～ 03［ 04684 ～ 04686 ］（越後國）、SM-020-01 ～ 02［ 04687 ～ 04688 ］（越後國高田領）、SM-021-01 ～ 02［ 04689 ～ 04690 ］（佐渡國）、SM-022-01 ～ 02［ 04691 ～ 04692 ］（常陸國 3 ）、SM-023-01 ～ 02［ 04693 ～ 04694 ］（常陸國 2 ）、SM-024-01 ～ 02［ 04695 ～ 04696 ］（常陸國 1 ）、SM-025-01 ～ 02［ 04697 ～ 04698 ］（下野國 1 ）、SM-026-01［ 04699 ］（下野國 2 ）、SM-027-01 ～ 03［ 04700 ～ 04702 ］（下野國 3 ）、SM-028-01 ～ 02［ 04703 ～ 04704 ］（上野國 1 ）、SM-029-01 ～ 02［ 04705 ～ 04706 ］（上野國 2 ）、SM-030-01 ～ 02［ 04707 ～ 04708 ］（下総國）、SM-031-01 ～ 02［ 04709 ～ 04710 ］（上総國 1 ）、SM-032-01 ～ 02［ 04711 ～ 04712 ］（上総國 2 ）、SM-033-01［ 04713 ］（安房國 1 ）、SM-034-01 ～ 02［ 04714 ～ 04715 ］（安房國 2 ）

一覧表（B）［25項目、64枚］｛第15巻｝

SM-035-01 ～ 06［04716 ～ 04721]（武蔵國）、SM-036-01 ～ 02［04722 ～ 04723 ］（相模國 1）、SM-037-01 ～ 02［04724 ～ 04725］（相模國 2）、SM-038-01 ～ 02［04726 ～ 04727］（相模國 3）、SM-039-01 ～ 02［04728 ～ 04729］（甲斐國）、SM-040-01 ～ 03［04730 ～ 04732］（信濃國）、SM-041-01 ～ 02［04733 ～ 04734］

（飛騨國 2）、SM-042-01 ～ 02［04735 ～ 04736］（飛騨國 3）、SM-043-01 ～ 02［04737 ～ 04738］（飛騨國 1）、SM-044-01 ～ 02［04739 ～ 04740］（美濃國）、SM-045-01 ～ 04［04741 ～ 04744］（伊豆國）、SM-046-01 ～ 02［04745 ～ 04746］（駿河國）、SM-047-01 ～ 02［04747 ～ 04748］（遠江國 1）、SM-048-01 ～ 02［04749 ～ 04750］（遠江國 2）、SM-049-01 ～ 02［04751 ～ 04752］（参河國 1）、SM-050-01 ～ 02［04753 ～ 04754］（参河國 2）、SM-051-01 ～ 02［04755 ～ 04756］（尾張國）、SM-052-01 ～ 03［04757 ～ 04759］（越中國 1）、SM-053-01 ～ 03［04760 ～ 04762］（越中國 2）、SM-054-01 ～ 02［04763 ～ 04764］（能登國）、SM-055-01 ～ 02［04765 ～ 04766］（加賀國 1）、SM-056-01 ～ 02［04767 ～ 04768］（加賀國 2）、SM-057-01 ～ 03［04769 ～ 04771］（若狭國･越前國）、SM-058-01 ～ 04［04772 ～ 04775］（近江國 1）、SM-059-01 ～ 04［04776 ～ 04779］（近江國 2）

一覧表（C）［16項目、56枚］{第16巻}

SM-060-01 ～ 02［ 04780 ～ 04781 ］(伊賀國)、SM-061-01 ～ 02［ 04782 ～ 04783 ］(紀伊國)、SM-062-01 ～ 02［ 04784 ～ 04785 ］(丹後國)、SM-063-01 ～ 06［ 04786 ～ 04791 ］(丹波國)、SM-064-01 ～ 04［ 04792 ～ 04795 ］(山城國)、SM-065-01 ～ 04［ 04796 ～ 04799 ］(大和國)、SM-066-01 ～ 04［ 04800 ～ 04803 ］(攝津國)、SM-067-01 ～ 03［ 04804 ～ 04806 ］(河内國 1)、SM-068-01 ～ 04［ 04807 ～ 04810 ］(河内國 2)、SM-069-01 ～ 02［ 04811 ～ 04812 ］(和泉國1)、SM-070-01 ～ 03［ 04813 ～ 04815 ］(和泉國 2)、SM-071-01 ～ 06［ 04816 ～ 04821 ］(播磨國)、SM-072-01 ～ 03［ 04822 ～ 04824 ］(美作國)、SM-073-01 ～ 04［ 048255 ～ 04828 ］(備前國)、SM-074-01 ～ 03［ 04829 ～ 04831 ］(備中國)、SM-075-01 ～ 04［ 04832 ～ 04835 ］(備後國)

一覧表（D）［18項目、53枚］{第16巻}

SM-076-01 ～ 04［ 04836 ～ 04839 ］(安藝國)、SM-077-01 ～ 03［ 04840 ～ 04842 ］(周防國)、SM-078-01 ～ 03［ 04843 ～ 04845 ］(長門國)、SM-079-01 ～ 02［ 04846 ～ 04847 ］(但馬國)、SM-080-01 ～ 02［ 04848 ～ 04849 ］(因幡國)、SM-081-01 ～ 04［ 04850 ～ 04853 ］(伯耆國)、SM-082-01 ～ 04［ 04854 ～ 04857 ］(隠岐國･出雲國)、SM-083-01 ～ 03［ 04858 ～ 04860 ］(石見國)、SM-084-01 ～ 02［ 04861 ～ 04862 ］(淡路國)、SM-085-01 ～ 04［ 04863 ～ 04866 ］(讃岐國)、SM-086-01 ～ 04［ 04867 ～ 04870 ］(阿波國)、SM-087-01 ～ 02［ 04871 ～ 04872 ］(豊後國1)、SM-088-01 ～ 04［ 04873 ～ 04876 ］(豊後國 2)、SM-089-01 ～ 04［ 04877 ～ 04880 ］(肥前國)、SM-090-01 ～ 03［ 04881 ～ 04883 ］(日向國)、SM-091-01 ～ 03［ 04884 ～ 04886 ］(薩摩國)、SM-092-01

［ 04887 ］（壱岐國）、SM-093-01［ 04888 ］（琉球國）

（３）読者の便を考えて、線と文字と色を出すことに留意し、地圖は拡大したものもあります。殊に、水面、湖面、海面を表現している群青色の部分に書かれている「註記」などが解読できるように創意工夫を施しましたのでご留意ください。
（４）仕上がりのサイズは、A2 版（455mm x 625mm---版面は 355mm x 500mm）で、袋に収納し、それらをケースに入れました。
（５）配列は、右から左、そして、上から下を原則としました。例外のものもあることを、ご考慮下さい。
（６）被差別部落、地名及び人名の俗称などに関しましては、本田豊先生（東京人権歴史資料館）のご校閲を仰ぎ、学術的な一次資料という観点から処置致しました。
（７）表題は内題を使用致しました。ただ、内題がないものは、題箋に書かれている名称を採用致しし。
（８）この『近世繪圖地圖資料集成　第 I 期』（第 15 巻・第 16 巻）の刊行に際しましては、以下の関係諸機関の許可のもとに刊行することになりました。①国立公文書館、②国立歴史民俗博物館、③神奈川県立金沢文庫、④上田市立博物館、⑤滋賀県立図書館、⑥篠山市立青山歴史村、⑦宇治市歴史民俗資料館、、⑧臼杵市立臼杵図書館、⑨山口県文書館、⑩鳥取県立博物館　⑪鍋島報効会、⑫長崎歴史文化博物館、⑬東京大学史料編纂所などの関係者各位のご厚情に深く感謝致します。

國繪圖作成の歴史及び歴史地理學について（改訂・増補）

近世繪圖地圖資料研究會

地球を俯瞰して全体的な視野をもって世界を構成するのが歴史地理學であるとするならば、この學問体系は非常に魅力をもっている。歴史という縦糸が織りなす人間生活の発展過程とその世界的連関性の考究は、魅惑的でさえある。これらの國繪圖の作成も、この視点から見るならば、新たな知見を発見することができるであろう。基本的かつ重要なことは、俯瞰すること、そして、究極まで考究したうえで、原理的そして根本的に思考することである。地球儀から日本列島を俯瞰して考察してみると、以下のような事実が認識される。

（１）古来、日本列島が形成されて以降、人間が居住し農耕生活を営む土地は、河川の流域か、もしくは、山脈の間の谷間の地で、水の取得が可能な地域に限定されていた。この生活様式は現代までも続いている。地形の大規模変化がほとんどなかったことを前提として論攷を進めることにする。

（２）新しい田畑の開墾は、これらの土地の土壌を改良したり、余剰の水分を除去し、必要な水分を取得するための灌漑設備の建設にあった。高地を切り開くよりも、河川や近海を干拓する方が、原価もそれほどかからずに容易であることに留意する必要がある。オランダの北海干拓の例を見るまでもなく、湾、干潟、砂州、湿地などの開発が奨励されたのはこのことによる。

（３）江戸時代における新田、新畑の開発とは、とりもなおさず、河川の流域の湿地帯における排水設備の構築であり、堤防や新しい用水路の建設などによる、河川道の整備をさすのであろう。日本海に注ぐ阿賀野川と信濃川の河口に位置する湿地帯において、湿田の整備、排水設備の構築による新田開発などがその好例である。また、江戸時代にあっては、荒川や利根川などさざまな河川における堤防の構築、用水堀の開鑿、中小河川の結合や埋め立てなどによる、農耕や生活などに適した河川道の整備などが全国各地で展開された。これらの事業の詳細を理解するためには、各時代ごとに製作された数種類の地図を比較・検討することによって、河川とその流域に位置する都市や農村の発展過程を詳細に理解することが可能となる。特に、現代の地図とこれら江戸時代の各國絵図を重ね合わせて研究すると、都市・農村・河川を含む国土の変化の実体が手に取るように理解できる。

（４）日本は国土のほとんどが山岳地帯であるために、海岸部や平野部は僅かしか存在せずといえども、その場所に住居を構え、農耕生活を営んできたのが、我々の祖先の生活実態と言えよう。これらの平野部を潤す河川も、急峻な山岳地帯から角度をつけて流れ込んでくるために、上流からの土砂が堆積し、屈曲部のある箇所などでは水

量と勢いが増し、洪水などの大災害を引き起こしてきた。これらの災害は、古くから何度も繰り返されてきた。水の流れが急激であることは、流量も多くなり、流れる速度も増すことに注意する必要がある。ただ、琵琶湖、諏訪湖などの比較的低い場所から流れ出す河川は、堤防と排水設備の十分な構築により、災害を最小限にくい止めるることができる。大坂平野は、淀川が中心部を潤していて、干拓による用水堀の無秩序な建設のために、河口付近に水害をもたらすものの、市内へ入るまでは、非常に緩慢とした流れである。その地理的条件の優位性のために、大規模洪水を避けることができた。秩父山地や上信越高原地帯の急峻な山地から流れ出す荒川と利根川が、下流地域にもたらしてきた災害の巨大さと比較する必要があろう。

（５）以上の視点に基づいて、一覧表（「正保國絵図」「元禄國絵図」「天保國絵図」）の執筆に取り組んだ次第である。ここでは、総生産量の他に、一村あたりの石高も算出して、生産効率もしくは生産性の視点からも考究することにした。天保時代にあっては、63,794 件の村数が確認されていても、村落の人口が正保、元禄、天保の各時代を通じて大規模な変化がなかったことを大前提として執筆した。石高が多くても、それに比例して人口が多くなれば、一人あたりの生産高は少なくなる。また、人口が少なければ、生産量が少なくても、村落の人口支持力は増大する結果をもたらす。いずれにしても、ドイツの著名な地政學者カルル・エルンスト・ハウスホーファー（Karl Ernst HAUSHOFER, 1869 年 8 月 27 日 - 1946 年 3 月 13 日）の理論を参考にして、「人口支持力と生産性」の観点から、江戸時代の経済的実相を考究する試みも、ある一定の価値をもつことになろう。國家においては、ある特定の人口を維持するための生産力の確立が必須となる。この生産力で維持できなくなる場合、他の國への侵略行為に及んで、生産物を略奪する行為が戦争である。江戸時代にあっては、士農工商の身分制度の中で、米の生産が國の生産力の大きな部分を占めていた。ただ、17 世紀後半から、強権的な搾取制度は徐々に綻びを見せ始め、18 世紀からは破綻の一歩手前の様相を呈し始める。農業生産力の停滞、商業・工業資本の未成熟の中で、明治維新を迎えることになる。この経済史的歴史観に基づく研究は、詳細な生産力のデータを準備していないので、稿を改めたい。

（６）歴史地理學研究方法も、今までの視座を変えて再構築をする必要があろう。

＊全体像の構築と傍証となる資料からの推論…この行為なくしては、歴史地理學研究は成立しないであろう。資料作成の意図・方法の考察、これを検証するための各種資料の捜索・解読が、大きな役割を果たすことになる。

＊書誌的研究の重要性…書誌學から學問を創造する研究者が少ないいこの國において、まず、地圖の整理・分類方法の基準を確立すべきであろう。正式名称、仮名称、サイズ、模写資料・正式資料・控資料の有無、製作年代、対象年代、紙質、色彩資料・黒白資料の判別、資料の種類（國繪圖、町村繪圖、測量圖、

見取圖、概略圖、河川圖、植生圖、広域圖、郡圖、変遷町村繪圖）、石高（國別、郡別、村別）、資料中に記載されている地圖情報の収集・整理・分類・解析など、用語の定義を早急に設定する必要があると思われる。ことに、全資料の収集・整理・分類と、地圖資料中に含まれている情報の直観的認識は最も需要であろう。

＊測量方法の定義…國繪圖の測量方法について、明確に分析する必要があると思われる。ことに、和算の方法が、地圖作成、土木工事、建物の構築などのさまざまな分野において、どのように、測量計算に寄与してきたかを解析することも重要である。

（７）徳川幕府の指示による國繪圖の作成事業は以下の五段階に分類できる。

（A）慶長國繪圖 …1603（慶長８）年の江戸幕府の開設以降、徳川家康は全國の諸大名に、三部ずつ、國繪圖と郷帳（石高帳）の提出を命じている。この事業の実際の責任者は西尾吉次と津田秀政で、牧長勝と犬塚忠次などが彼らを補佐した。1605（慶長 10 ）年には、國繪圖と郷帳の大部分が江戸幕府に献納されているとの記録が見られる。ただ、これら國繪圖の正本は全く現存していないので、各藩の所有していた控圖あるいは後世の模写圖によってのみしか、この事業の全貌を把握することができない。いずれにせよ、これらの事業は、天正年間に実施された豊臣政権下における國繪圖・御前帳の収納に倣ったもので、領地の正確な把握と、生産力状態の緻密な構築による租税収入の安定化をめざした、徳川政権の恒久的な支配の確立に主眼があったと推定される。

（B）寛永國繪圖 …1633（寛永 10 ）年、徳川幕府は諸國見廻りの名目で全國各地へ巡検使を派遣し、各地の領主に國繪圖の上納を命じ、それから数年をかけて資料が収集された。また、1638（寛永 15 ）年には、「日本國中之惣繪圖」を製作するために、各藩に対して、改めて、巡検使が集めたような簡略なものではなく、詳細な國繪圖の作成と提出を要請している。この事業の責任者には、幕府大目付の井上政重が就任した。命令が発せられてから作成・提出に至るまでに、おそらく数年の歳月を必要としたのであろう。

（C）正保國繪圖（本集成15巻及び16巻に収録） …1644（正保元）年 12 月、江戸幕府三代将軍徳川家光は、全 68 ヶ國の大名に、國繪圖及び郷帳の製作及び提出の命令をだした。これらの繪圖は、1648（慶安元）年頃迄に、ほとんど収集されたと推定される。これらの國繪圖に基づいて、「日本國中之惣繪圖」が編集された。この事業の指揮者も、幕府大目付の井上政重である。國繪圖や郷帳の作成に際して、表記や縮尺の統一など、製作上の細部にわたっての指示がなされているのが大きな特色であろう。この時に通達された、「圖絵圖と郷帳の作成要領」を示す二通の条令を、以下に掲載する。前者は「繪圖作成の一般的基準」であり、後者は「海岸筋に書き入れる小書き（注記）の要領」であった。［以下の記載は、『国絵図の世界』（国絵図研究会編、2005 年 7 月 30 日刊行、柏書房）の中の「江戸幕府の国絵図事業と日本総図

の集成」（川村博忠氏執筆）及び『江戸幕府撰国絵図の研究』（川村博忠著、昭和 59 年 2 月 28 日刊行、古今書院）から引用させていただいた。記して謝意を表する次第である。］

①國絵圖可仕立覚

一、城之繪圖之事
　一、本・二・三丸、間数之事
　一、堀のふかさ、ひろさの事
　一、天守之事
　一、惣曲輪、堀之ひろさ、ふかさ之事
　一、城より地形高所有之は、高所と城との間、間数書付可申事
　　但、惣溝より外ニ高所有之共、書付候事
　一、侍町、小路割并間数之事
　一、町屋、右同断之事
　一、山城、平城書様之事
一、郷村知行高、別紙ニ帳作り、二通上ヶ候事
一、繪圖、帳共ニ郡分之事
一、繪圖、帳共ニ郡切りニ、郷村之高上ヶ可申事
一、帳之末ニ一國之高上ヶ可申事
一、繪圖、帳共ニ郡之名并郷の名、惣而難字ニは朱ニて仮名を付可申事
一、繪圖、帳共ニ村ニ付候はへ山并芝山有之候処は書付之事
一、郷村、不落様ニ念を人、繪圖単帳ニ書付候事
一、水損、干損之郷村、帳ニ書付候事
一、國の繪圖、二枚いたし候事
一、本道はふとく、わき道はほそく朱ニていたすべき事
一、本道、冬牛馬往還不成所、繪圖へ書付候事
一、川之名之事
一、名有山坂、繪圖ニ書付候事
一、壱里山と郷との問道法、繪圖ニ書付候事
一、船渡、歩渡、わたりのひろさ繪圖ニ書付候事
一、山中難所道法、繪圖ニ書付候事
一、國境道法、壱里山、他國之壱里山へ何程と書付候事
一、此已前上り候國々の繪圖、相違之所候問、念を人、初上り候
　繪圖ニ圖中引合、悪敷所直シ、今度之繪圖いたすへき事
一、道法、六寸壱里ニいたし、繪圖ニ一里山ヲ書付、一里山無之所は三拾六町ニ
　間ヲ相定、繪圖ニ一里山書付候事

一、繪圖ニ山木之書様、色之事
一、海、川、水色書様之事
一、郷村其外、繪取ニこふん人間敷事　　已上
　　正保元年申十二月廿二日

②繪圖書付候海辺之覚
一、此湊、岸ふかく船かかり自由
一、此湊、少あらいそニ候へ共、船かかり自山
一、此湊、遠浅にて船いれかね候
一、此湊、南風の時分ハ船かかりあしく候
一、此湊、西風の時分ハ船かかりならす候
一、湊とみなととの間、いにしへより申つたへ候海上道の法、書付候事
一、船道、水底ニはへ在之所書付候事
一、他國のみなとへ、海上道法書付之事
一、潮時に不構、船人候みなと書付候事
一、しほとき悪敷候へハ、船不入湊書付候事
一、此渡り口、何里あら潮之事
一、浜かよひ、遠浅之事
一、此所、左右ニ岩在之事
一、遠浅岩つつきの事
一、右書付之外、船道悪敷所候者、不残書付候事
一、湊之名、書付候事
一、浦之名、書付候事

「正保國繪圖」作成においては、以下の点が注目される。「慶長國繪圖」は原資料が残されていないで、作成の過程を記した傍証の証拠が発見されていないこと、また、「寛永國繪圖」は幕府の巡検使による國繪圖の収集活動に過ぎず、石高帳もしくは土地台帳としての「郷帳」の作成が行われていないことなどを総合的に判断すると、この「正保國絵図・郷帳」が、後の「元禄國絵図・郷帳」「天保國絵図・郷帳」の先駆けとして、製作基準が国家によって決定された最初の國繪圖資料とよんでも差し支えないであろう。また、①繪圖・郷帳ともに二部の提出を命ぜられたこと、②同時に城郭繪圖・道帳の提出も求められたこと、③郡、郷、村の名称については、仮名をふって精確に記載すること、④洪水や日照りの被害を詳細に記すこと、⑤陸路においては、本道は太く、脇道は細く、朱にて記すこと、⑥船渡、歩渡、渡河方法、河川幅、水深、冬期に牛馬通行の難所、山中の難所、國境までの道程を示すこと、⑦縮尺は一里を六寸（ 2 万 1600 分の 1 ）で作成し、一里（三十六町）ごとに一里山を圖示すること、⑧

湊の船着場の状態、⑨風向きの相違による船着きの様態、⑩湊及び浦々の地名の記載、⑪古来よりの航路の記載、⑫他國の湊への道程、⑬船が進まない箇所の表示など、海濱の状態を詳しく書き記すことなどが、きめ細かく指示されている。このようにして、國繪圖作成様式の全國的統一化が意圖されたのである。六寸一里の縮尺はその後の國繪圖作成事業にも踏襲されて、江戸幕府作成國繪圖の一貫した基準となる。 正保國繪圖は幕府命令の翌年から順次提出が始まり、慶安初年頃までには全國の國繪圖が出揃った。ところが、幕府はこの國繪圖事業を終えてから数年後に、明暦の大火による江戸城の火災で収納したばかりの國繪圖を焼失してしまった。そのため幕府はその後寛文年間に諸藩へ正保國繪圖の再提出を求めている。

現在では幕府が収納した正保國繪圖の原資料は全く残っていないが、各藩の控え資料や模写資料が少なからず残っている。寛政期に勘定奉行を務めた幕臣の中川忠英(なかがわ　ただてる)が写していた「正保國繪圖」の模写本 68 舗(42 ヶ國)が國立公文書館に現存している。ただ、この資料は数ヶ國において欠圖が見られ、模写方法にも全て一貫性があるとは言いがたく、原資料の精確さとは少し隔たりがあるように思える。ただ、欠圖があるのは、中川忠英が摸写をしなかったとは必ずしも言い難く、所藏機関が入手する前に失われていたことも否定できない。この「中川忠英模寫圖」は、寛文期の再提出圖を寫したものであると考えられている。中川忠英 (なかがわ　ただてる)、宝暦 3 (1753)年に生まれ、文政 13 (1830))年 9 月に、享年 78 歳で天寿を全うしている。幼名は勘三郎、字は子信、号は駿臺。明和 4 (1767)年、家督(石高千石)を継ぎ、小普請支配組頭となり、天明 8 (1788)年、目付となり、布衣を許される。寛政 7 (1795)年 2 月より長崎奉行を拝命し、寛政 9 (1797)年 2 月まで務めた。長崎にて、手附出役の近藤重藏らに命じて、唐通事(中国語通訳官)を動員して、清の江南や福建などから来た商人たちから風俗などを聞きこれを圖説した『清俗紀聞』の編纂にあずかる。寛政 9 (1797)年、勘定奉行として、関東郡代を兼ねる。関東郡代を兼ねながら、文化 3 (1806)年大目付となり、文化 4 (1807)年蝦夷地に派遣された。文化 8 (1811)年には、朝鮮通信使の応接を務めた。その後は文政 3 (1820)年留守居役、旗奉行を歴任。旗奉行在任中の文政 13 (1830 年)年 9 月に 78 歳で没した。

國立公文書館には、さらにもう一組の「正保國繪圖」が存在する。幕末に生きた、美濃岩村藩の最後の第 7 代藩主松平乗命(まつだいら　のりとし)が所藏していた「松平乗命旧藏本」である。点数は 38 舗(39 ヶ國)あり、第 16 巻に掲載した「和泉國圖」を見る限りでは、丁寧に模写された色彩圖であるが、石高の記載がなく、支配者が欄外に表記されていて、何かある目的のために模寫された印象を与える。詳細については不明であるので、繪圖を一覧して何らかの結論に至る必要があるように思われる。

松平乗命は、嘉永元(1848)年 6 月 13 日、第 6 代藩主である松平乗喬の次男と

して生まれ、安政 2（ 1855 ）年、父の死去により家督を相続する。元治元（ 1864 ）年に大坂加番に任じられ、慶応 2（ 1866 ）年の第二次長州征討にも参加している。慶応 3（ 1867 年）年 7 月に奏者番に、 12 月には、陸軍奉行に任命された。明治 2（ 1869 ）年 6 月の版籍奉還により、岩村藩知事に任命され、明治 4（ 1871 ）年 7 月、廃藩置県で藩知事を免官された。明治 17（ 1884 ）年の華族令により、子爵に列せられる。明治 38（ 1905 ）年 11 月 15 日、東京で死去。享年 58 歳。

また、正保時代の総合的な把握を目的として、附録として「正保郷帳」を公刊する予定である。

（D）元禄國繪圖（本集成17巻に収録）…「正保國繪圖」製作完了の約五十年後、第五代将軍徳川綱吉の治世下の 1697（元禄 10 ）年閏 2 月 4 日、諸國に命ぜられた國繪圖の調進は、それから四～五年の歳月を経て、完成を見るに至った。寺社奉行の井上大和守（正岑）が主宰し、他に町奉行・勘定奉行・大目付を含めた四名がこの國繪圖改訂の幕府側担当奉行であった。この元禄期においては、正保期の時よりも、さらに細部にわたって、繪圖製作基準が呈示され、繪圖様式の全國的な統一が圖られた。この國繪圖改訂にあたって幕府が示した条令は、改訂の指針を示す①「覚」（ 7 ヶ条）、具体的な繪圖作成の要領を示す②「國繪圖仕立様之覚」（ 10 ヶ条）、③「國境繪圖仕様之覚」（ 2 ヶ条）の三通であった。以下に、この三通の条例を掲載するので参照されたい。

①「覚」（7ヶ条）

一、先年之繪図、何茂江借渡可申事

一、新繪圖分割等其外、古繪圖之通可被仕候、但、古来と川筋違候所、或新川、新道、新村又は新池、沼等有之者被相改、繪圖ニ可被記事

一、国々御領、私領、並寺社領、正保二年酉之年以来、地形ニ変候所有之候哉、御代官、領主、又は寺社方へ被相尋、変儀無之由申分者、繪圖被取候ニ不及、古繪圖之通可被仕候、尤、変所有之分者、其村計繪圖を被取、本繪圖可被直候事

附、御領、私領、又は寺社領之分、銘々所付可相渡候間、其上、古繪圖ニ有之村々ニ而、被相改様子被尋儀者、其所々へ直ニ可相尋候

一、正保二年以来論所等有之、裁許相済候所者、古繪圖と違候場所茂可有之候間、銘々御代官、領主、又は寺社方へ被相尋、左様之所も有之者、新繪圖ニ可被改之候、但、右論所之儀、国境、郡境之外之出入者不及吟味事

一、國境、郡境、只今論所有之、内証ニ而不済儀者、公儀江訴、請裁許候様ニ被申達、裁許済候已後、其所、繪圖に可被記事

附、只今及争論、公儀江出候場所茂、出入相済候以後、繪圖ニ可被記事

一、國境、郡境之外之出入者、裁許ニ無構、繪圖仕立可被申事

一、借渡候古繪圖、隣國之繪圖仕候衆と申合、國境繪圖之上ニ而改、相違有之所

ハ此方へ可被相窺事
　　四月

改訂の方針の基本は、貸与した古繪圖（正保國繪圖）に倣って繪圖製作様式を遵守すること、河川・道路の変更、新設された村落・湖沼のなどの明示、分割（縮尺）の統一などであった。また、國境及び郡境における係争地は、当時者同士の談合で解決できなければ、裁許を仰いだうえで繪圖を作成すること、國境・郡境以外の論地は裁許結果にとらわれることなく、繪圖を作成してよい、という内容であった。國繪圖作成の要領を具体的に示す条令は次のごとくであった。

②「國繪圖仕立様之覚」（10ヶ条）

一、繪圖紙、越前生漉間似合上々紙、裏打者厚キ美濃紙一篇、可被仕事
一、分割之儀は、古繪圖之分割ニ仕、勿論道筋は一里六寸之積りニ、墨ニ星可被仕事
一、郡墨筋之内ニ郡之名、記可被申事
一、郡色分ケ、不紛様ニ可被仕事、
　　但　郡境あさやかに墨引被申事
一、村形之内ニ、村高を記可被申事
　　但　高之儀者、石切ニ仕、其外者、何石余と書付可被申候
一、畠紙ニ、郡色分ケ之目録、并郡切高付、一國之高都合、書付可被申事
一、畠紙ニ郡切之村数、并一國之村数、記之可被申事
一、右新繪圖之表ニ書記候國郡銘々村高、帳面ニ仕立、可被差出候事
一、畠紙ニ繪國仕上ケ之人之名、年号、月付、記可被申事
一、御領、私領、寺社領之高、仕分ケ無用ニ候、尤、御代官、地頭之名書も無用之事
　　但　古繪圖に有之寺地、宮地等之形ハ如前に記可被申候
　右之本ニ、借し候古繪圖、國々調様不同ニ候故、如此書付相渡候、古繪圖考、此書付ニ無相違様ニ可被仕候、以上
　　丑五月

この指示書においては、使用する紙質の指定（裏打ちされた美濃紙）の他に、畠紙（繪圖面の余白部）に、村高・郡高・國高を含む石高や繪圖発行元名称及び年号の表記を遵守することなどが書かれている。また、小判形の形態の村形の中に、各村の石高と名称を記すことも義務づけられた。そのうえ、郡のわかりやすい色分け表示と郡境を墨色で描くことなども指示されていて、國繪圖製作基準の一層の明確化と統一化が計られたのであろう。御領、私領、寺社領別の石高の記載の不必要が指示されているのも注目すべきである。「正保國繪圖」においては、一部の地圖資料において、これらの支配者別の石高が書き記されている。「御藏入」など

の表示も見られ、これは、江戸幕府が各藩に割り当てていたと推定される「もう一つの年貢」を意味するのであろう。寺地（寺領地）や宮地（神社領地）は、中央政府である江戸幕府の管轄地であるために、特別な処置が施されていたことも窺える。

③「國境繪圖仕様之覚」（2ヶ条）

一、國境近所、古繪圖ニ有之寺院・堂社・川筋・道筋・池沼、其外何ニ面茂、所之名記有之所、両國より不書出候様ニ、可被相改候事

一、浦方有之國ハ、小島抔有之所、是又、両國より不書出候様ニ可被仕候、但、境目之中ニ当リ候所は、両國より書載可被申候事

右之分、隣國之致繪圖候人と申合、遂吟味、一方より書上候様ニ可被仕候、尤、右之外、何之しるしも古繪圖ニ無之所ハ、前々之形チに可被致候、以上

丑五月

國境地帯に存在する寺院・堂社・川筋・道筋・池沼・島嶼などの所有権を明確にして記載し、紛争を未然に防ぐ意図をもって公布された条例の性格が強い。

この新しく製作された「元禄國繪圖」が「新國繪圖（新繪圖）」と呼ばれ、先に調製された「正保國繪圖」は、「古國繪圖（古繪圖）」と呼び慣わされるようになった。これら二種類の繪圖の内容の大きな違いは、「元禄國繪圖」にあっては、「正保國繪圖」においては見られた支配者別の所領や石高の記載が全て削除され、村・郡・國別に領地や石高が整然と整理された、國郡圖として完成したことにある。幕府に収納された元禄國繪圖の原本 83 鋪の中で、8 鋪のみが國立公文書館に納められている。なお、明治末期に、「元禄國繪圖」が内務省から東京大学法学部に移管されたことの証拠となる目録が架蔵されているが、関東大震災による火災で焼失したとの情報も有り、真偽の程は定かでない。

これらの資料を活用した「日本國中之惣繪圖」の編集は、1701（元禄 14）年 7 月頃に開始され、1702（元禄 15）年 12 月に、「日本御繪圖」の三枚が完成した。また、方位資料の収集や、遠望術・交会法など新しい地圖製作技法を取り入れて、この「日本御繪圖」の改訂を意圖し、勘定奉行の大久保忠位の指揮のもとに、「日本國中之惣繪圖」の再編集は、1717（享保 2）年 7 月に始まり、1728（享保 13）年 2 月に、ようやく陽の目をみることになった。この事業の成果物が「享保日本圖」である。

また、附録として、この「元禄國繪圖」作成の過程を明らかにして、繪圖と石高帳の関係性を明確化するために、「元禄郷帳」を公刊する予定である。

（E）天保國繪圖（本集成 13 巻及び 14 巻に収録）…「元禄國繪圖・郷帳」の成立から約 130 年後の 1831（天保 2）年 12 月、徳川幕府は郷帳の改訂作業に着手し、1834（天保 5）年 12 月に、その作業を完了している。國繪圖の改訂は 1835（天保 6）年に始まり、1834（天保 5）年 12 月に終了している。今回の事業がかつての寛

永、正保、元禄期と異なるのは、始めに郷帳、ついで國繪圖の製作が行われていることと、諸國からの資料の献上を要請するのではなく、幕府の勘定方が一括して実行しているところにある。また、郷帳の改訂においては、表高ではなく、実際の生産高の記載が厳しく要求されたことである。これは幕末期になって、幕府財政の逼迫に際して、生産力の正確な把握による國家の経済的基礎の確立が焦眉の課題となっていたことにあるのであろう。そして、ヨーロッパからの文化・學問の導入、地圖製作技術の飛躍的な進歩などとも相まって、あらゆる意味において卓越した天保國繪圖（全 83 舗）が作成されたと思われる。この「天保國繪圖」の原資料の全ては、現在、國立公文書館において所藏されている。

前述のように、元禄時代以前の「國繪圖・郷帳」改訂作業は、前者に重点がおかれていたが、天保時代にあっては、全國の生産量を把握し、藩や幕府の財政基盤の確立を主眼としたために、郷帳の改訂に多くの労力や費用が投下されたのであろう。このような趣旨から、國繪圖調製と、生産力調査としての郷帳作成を統一的に理解するために、五十音順索引を附した「天保郷帳」（全 85 冊）を公刊した次第である。

この稿がなるにあたっては、国絵図研究会編『国絵図の世界』（2005 年 7 月 30 日刊行、柏書房）、及び、川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』（昭和 59 年 2 月 28 日刊行、古今書院）から多くの引用をさせていただいた。川村博忠先生（山口大学名誉教授）を始め、関係者各位に謝意を表する次第である。

2013 年 3 月 20 日

編者識

□ 日本國全圖

分類： 國繪圖

001

所蔵機関：国立歴史民俗博物館　村数：　郡数：

通し番号：SM-001-01◎04655◎　石高：　一村あたりの石高：

日本国の全体圖である。現在の北海道が卵形に近くきわめて歪に描かれている以外は、本州、四国、九州、対馬、壱岐、隠岐、種子島、屋久島、五島列島なども現在の形にほぼ近い。収録されている地は、樺太島最南端部、千島列島、蝦夷、陸奥、出羽、常陸、下野、上野、下総、上総、安房、武蔵、相模、伊豆、駿河、遠江、甲斐、信濃、越後、越中、加賀、能登、越前、若狭、参河、尾張、飛騨、美濃、近江、伊勢、伊賀、紀伊、大和、丹後、丹波、山城、攝津、河内、和泉、但馬、播磨、淡路、因幡、伯耆、出雲、石見、美作、備前、備中、備後、安芸、周防、長門、讃岐、阿波、伊予、土佐、豊前、豊後、筑前、筑後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、対馬、壱岐、隠岐、種子島、屋久島、五島列島、天草諸島、吐喝喇列島である。琉球諸島は含まれていない。各國繪圖を集大成して結合したのが本図であろう。現在の境界とやや異なるものの、大体においては符合している。

□ 日本國全圖

分類： 國繪圖

002

所蔵機関：国立歴史民俗博物館　村数：　郡数：

通し番号：SM-002-01～03 ◎04656～04658◎　石高：　一村あたりの石高：

001の繪圖を三分割してかつ拡大した地圖である。蝦夷、東北、関東、中部地方が第一圖、近畿地方、中国地方、四國が第二圖、第三圖が、九州、周防、長門、対馬で構成されている。

□ 奥州松前圖

分類： 國繪圖

003

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-003-01◎04659◎　石高：　一村あたりの石高：

内題は「奥州松前（マツマヘ）圖」である。これを江戸幕府が編纂した「正保國繪圖」に分類するのはいささかの無理があると思われる。まず、絵図の筆使いである。専門の繪師が描いた図にしては肌理が粗く、素人の筆になる「見取圖」としか思えない。また、地図の甚だしい歪みと内容の不正確さである。下北半島などは鉞のような形状などではなく、津軽海峡に突きだした卵形の半島の様にも見える。渡島半島も全く不正確で、松前は下北半島と、海峡を挟んで向かい合っている。おそらく「正保時代に描かれた蝦夷及び津軽繪圖」と称した方が適切と思われる。001の「日本全國圖」の中の「蝦夷圖」とも全く符合していない形状でしかない。

□ 陸奥國2

分類： 國繪圖

004

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：54

通し番号：SM-004-01～02◎04660～04661◎　石高：1,829,000　一村あたりの石高：

現在の青森県、岩手県、福島県に相当する地域が対象である。河川、村落、山脈、主要道路は詳細に描かれていて、当時の地理的情勢を知るための貴重資料である。檜原湖や猪苗代湖も現在の形状ではとうていなく、位置関係も現在とはかなり異なっている。猪苗代湖と推定される箇所も、「新水海」と表示されている。最上川の水系も現代とはかなり異なっている。

□ 陸奥國1

分類： 國繪圖

005

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：1

通し番号：SM-005-01～02◎04662～04663◎　石高：4784.12　一村あたりの石高：

現在の青森県の下北半島と十和田湖の北部、野辺地湾に面した地域の國繪圖である。青森県の旧南部領の地域の繪圖である。ほとんどが山岳部で、村落が山間部に開かれているにすぎない。

2013 Kagaku Shoin, Inc.

□ 出羽國

分類： 國繪圖

006

所蔵機関：国立公文書館　村数：1,705　郡数：13

通し番号：SM-006-01～04◎04664～04667◎　石高：951,523　一村あたりの石高：558.078

出羽國を構成する13郡の石高と村数は以下の通りである。①秋田郡（49,176.531石、178ヶ村）、②檜山郡（14,713.93石、47ヶ村）、③豊嶋郡（11,990.652石、35ヶ村）、④山本郡（66,571.538石、121ヶ村）、⑤平苅郡（26,778.62石、43ヶ村）、⑥雄勝郡（33,150.514石、60ヶ村）、⑦最上郡（36,158.742石、51ヶ村）、⑧村山郡（33,7610.459石、257ヶ村）、⑨置賜郡（180,000石、257ヶ村）、⑩櫛引郡（68,829.114石、186ヶ村）、⑪田川郡（26,882.037石、69ヶ村）、⑫遊佐郡（46,243.974石、143ヶ村）、⑬由利領（53,417.923石、258ヶ村）である。

□ 陸前國

分類： 國繪圖

007

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：3

通し番号：SM-007-01～03◎04668◎　石高：5,052貫377文　一村あたりの石高：

現在の宮城県登米郡、本吉郡に該当する地域である。江戸時代にあっては、登米郡（1,991貫813文）、元良郡（1,654貫149文）、氣仙郡（1,406貫415文）となっていて、気仙沼を中心としたリアス式海岸地帯である。

□ 陸中國1

分類： 國繪圖

008

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-008-01◎04669◎　石高：23.426貫81文　一村あたりの石高：

北を南部領、西を羽州山形領、南を仙台領、東を陸前に囲繞された地域である。絵図の左側に南北に流れているのが北上川である。伊澤郡（5,187貫366文）、栗原郡（8,869貫186文）、江刺郡（2,902貫879文）、磐井郡（6,466貫650文）の四郡で構成されている。北上川とその支流に村落が配置されていて、西部の羽州山形領に接する地域はほとんど山岳地帯である。人間の生存や生活を維持するための重要な資源としての水が豊富な地域に文明が展開することを如実に示していよう。ちなみに、ここで表記されている貫高というのは、その土地から得られる年貢収納額を、銭何貫文として、貨幣つまり銭単位で表示することを指す。戦国時代以前に、領民に対して課した税金の額や家臣に対する軍役の基準などを表す時に「貫高」を用いたことを「貫高制度」とよんでいる。ただこの「貫高制度」は、この普及に伴う貨幣の十分な供給が不可能になり、戦国時代の末期には、銀や米が交換価値を持つことになり、しだいに消滅するに至った。それに対し、「石高」とは、土地の生産高を「玄米の収穫量」で表示する制度である。つまり、土地の面積や質に対応した、玄米の収穫量を設定した制度と考えてよい。安土桃山時代以降は主流でなくなった「貫高制度」が、正保時代（1644-1648）に見いだされるのは、考究する必要があると思われる。

□ 陸中國3

分類： 國繪圖

009

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：1

通し番号：SM-009-01◎04670◎　石高：10,941.475　一村あたりの石高：

ほとんどの地域が山岳地帯と言っても差し支えない。閉伊郡（10,941石4斗7升5合）のみが表示されている。南が釜石港で仙台領と接し、東は日本海に面し、北部と西部はいずれも山岳地帯で、集落などは見られない。沿岸部や北部の小本川流域に、村落が点在しているにすぎない。

□ 陸中國2

分類： 國繪圖

010

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-010-01◎04671◎　石高：49,327.869　一村あたりの石高：

陸中國と秋田領の境界を、奥羽山脈が南北に走っている。この地域の和賀郡から、奥羽山脈を越えた所が真昼山地である。東で閉伊郡、西の奥羽山脈の真昼山地で秋田領、南が仙台領、北で二戸郡と境界を接している地域である。この地域も北上川が南北に貫通し、その流域の北上盆地、支流の和賀川・雫石川の周辺に多くの村落が見られる。岩手郡（10,429石8斗7合）、紫波郡（13,868石5升9合）、稗貫郡（12,867石7斗8升8合）、和賀郡（12,162石2斗1升5合）の四郡で構成されていて、生産力の高い地域である。

□ 奥州仙臺領

分類： 國繪圖

011

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：21

通し番号：SM-001-01～02◎04672～04673◎　石高：65,417貫88文　一村あたりの石高：

この國も「貫高制度」を採用している。安土桃山時代の遺風が未だ残っているのは、どのように考察すればよいのであろうか？1603年2月12日に、徳川家康が征夷大将軍に任命されて、江戸幕府が開闢して以来約40年の月日が流れても、徳川幕府の知行制度は未だ揺籃期にあったことが、その大きな原因であろうか？または、「石高制度」を支えるための貨幣流通が未発達であったことによるのであろうか？疑問は幾重にも膨らんでくる。この地域は現在の宮城県南部に相当し、阿武隈川、白石川の流域に開かれた豊かな穀倉地帯と言えよう。西部が奥羽山脈に連なり、東部が平野部で、二十一郡で構成されている。西で羽州最上領、南で相馬領及び米沢領に境を接壌している。また、それぞれの郡の貫高は以下の通りである。①江刺郡（2,902貫879文）、②伊沢郡（5,187貫366文）、③磐井郡（6,466貫650文）、④氣仙郡（1406貫415文）、⑤元良郡（1654貫149文）、⑥桃生郡（2152貫948文）、⑦小鹿郡（590貫930文）、⑧登米郡（1,991貫883文）、⑨栗田郡（8,869貫196文）、⑩遠田郡（3,384貫18文）、⑪志田郡（3,189貫451文）、⑫玉造郡（1,932貫142文）、⑬加美郡（2,701貫440文）、⑭黒川郡（3,413貫523文）、⑮宮城郡（5,186貫948文）、⑯名取郡（4,852貫952文）、⑰亘理郡（1,729貫873文）、⑱宇多郡（558貫201文）、⑲伊具郡（2,892貫785文）、⑳柴田郡（2,167貫900文）、◎刈田郡（2,579貫449文）。

□ 岩城國4

分類： 國繪圖

012

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：3

通し番号：SM-012-01◎04674◎　石高：61,787.996　一村あたりの石高：

宇多、行方、標葉の三郡で構成されている。それぞれの石高は、宇多郡が14,110石5斗6升5合、行方郡が32,932石5斗2升3合、標葉郡が14,744石9斗8合、合計61,787石9斗9升6合である。西側には阿武隈高地があり、東で太平洋に面した地域で、現在では、福島県相馬郡及び双葉郡と呼ばれている。当時、相馬長門守の居住していた中村城は、太平洋に注ぐ河川の出口に建設されていて、一方を山、三方を河川に囲繞された天然の要害とも言えよう。西部の阿武隈高地に源を発し、太平洋へと至る、真野川、新田川、請戸川の流域に村落が展開している。国の西半分はほとんど山岳地帯で、北側の仙臺領、西側の米沢領・二本松領への山越えによる往来は困難をきわめたことが予想される。それにひきかえ、東部は、太平洋を沿岸沿いに南北に走る航路が確定されている。この阿武隈高地を隔てた西側に阿武隈川が南北に流れている。

□ 岩城國1

分類： 國繪圖

013

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：3

通し番号：SM-013-01◎04675◎　石高：75,111.185　一村あたりの石高：

前出の012（岩城國4）の南部にあたる。南西部の常陸國との境界に人家が密集している。太平洋に注ぐ夏井川のやや上流に、内藤帯刀の居城である岩城平之城（別名は平城）が建造されていて、この城を中心に交通路が展開している。楢葉、岩城、岩ヶ崎の三郡で構成されている。それぞれの石高は、楢葉郡が14,951石1斗3升7合、岩城郡が21,527石3升5合、岩ヶ崎郡が38,633石1升3合、合計が75,111石1斗8升5合となっている。

□ 岩城國2

分類： 國繪圖

014

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：3

通し番号：SM-014-01◎04676◎　石高：68,397.4144　一村あたりの石高：

岩代國の南端部に相当し、南側で常陸、下野と国境を接している。太平洋に注ぐ鮫川の流域に、村落が展開しているのが大きな特色と言えよう。この鮫川のやや西側に、土方河内守の屋敷が記載されている。現在の福島県東白川郡、石川郡に相当する地域である。西側の阿武隈高地を越えた所に、棚倉城が聳え立ち、その南部の久慈川流域に、村落が見いだされる。総じて、山間部が多く、それらの谷間を流れる河川の流域に農村地帯が広がっている。菊田、石川、髙野の三郡で構成されている。各郡の石高は、それぞれ、菊田郡が34,741石8斗6升1合5夕、石川郡が5,326石4斗9升8合5夕、髙野郡が28,329石5升4合4夕、合計68,397石4斗1升4合4夕となっている。

□ 岩城國3

分類： 國繪圖

015

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：1

通し番号：SM-015-01◎04677◎　石高：87,536.067　一村あたりの石高：

現在の福島県田村郡に該当し、郡山盆地の東側の地域である。三春から四方に展開している交通路が詳細に描かれているのが大きな特色と言えよう。三春から、郡山盆地の南側への交通路が示されているのは特筆すべきである。平坦な土地を走るばかりではなく、山間部を縫うように南部へと伸張している。田村郡一郡のみで、石高は87,536石6升7合と記録されている。

2013 Kagaku Shoin, Inc.

□ 岩代國3

分類： 國繪圖

016

所蔵機関：国立公文書館　　村数：　　郡数：5

通し番号：SM-016-01～02◎04678～04679◎　　石高：124,582　　一村あたりの石高：

郡山盆地の西端を越えて、猪苗代湖から遠く西側に細長く延びた地域である。会津地方の中心部とも言える地域で、会津盆地と称され、若松城を起点として四方八方に伸張する交通路が詳細に記録されているのが目を引く。これらの二枚の図幅は、他とは異なり、山岳を表現するけば図らしきものが実に鮮明なことである。これは地図製作者の資質によるものか、あるいは、地図の表示方法が幕府により示されたのか、不明である。この会津盆地と、猪苗代湖の北側に開かれた猪苗代盆地に人家が密集している。西の沼沢湖の北側を越えて、只見川の流域沿いに越後へと辿る交通路、東の陸奥国へ赴く街道なども詳細に記録されているのが大きな特色である。情報量も多く、希有な地域図と言えよう。また、猪苗代湖の南部が二本松領と記載されているのは、漁業権を認定するための表記であると推定される。猪苗代、河沼、大沼、安積、岩瀬の五郡構成で、石高は、それぞれ、猪苗代（郡）が20,622.553石、河沼郡が20,554.343石、大沼郡が77,635.226石、安積郡が6,027.633石、岩瀬郡が18.55石である。ただ、当時天領であった会津地方、特にその穀倉地帯である大沼郡は、77,635.226石ありながら、この内、「2,0283.13石が御蔵入りで、残りの57,352.096石が私領」の記載があるのは、次のような理由によるものと推定される。この大沼郡を含む地域は、江戸時代の初期以降は会津藩領であったが、その後、藩の内紛などが原因で、改易などが行われ、この地域が天領として江戸幕府に召し上げられ、会津藩の預かり支配地となった。保科正之が藩主に就任してからは善政が施されるも、元禄元（1688）年、財政に逼迫した江戸幕府は、預かり支配を返上させ、幕府直轄支配地に編成替えを行い、代官を派遣して、過酷な年貢取り立てを強制するに至った。時代は下って、享保5（1720）年、長い間の苛斂誅求に耐えかねていた百姓一揆を起こし、江戸幕府に強訴するに至った。後に鎮圧されるも、この百姓一揆は「南山御蔵入五万石騒動」と呼ばれ、彼ら百姓たちの英雄的行為は、後世にまで語り継がれることになった。ここに記載されている「御蔵入米」とは、江戸幕府の御蔵に運び込まれる「廻米」のことを指すのであろう。この山岳地帯が多く、狭小な平野部しかない國で生産される石高としては、驚異的な数字なのであろう。享保時代をさかのぼること約七十年前にして、正保時代においても、生産力と生産関係の矛盾の萌芽らしきものが、この地圖から推測できよう。また、猪苗代湖の漁獲高が石高に反映されているか否かは、この地圖からは読み取ることができない。

□ 岩代國2

分類： 國繪圖

017

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：10

通し番号：SM-017-01～02◎04680～04681◎　石高：280510.7907　一村あたりの石高：

陸奥國會津領の総石高が表記されている。以下にその内容を列挙する。

*280,510.7907（都合高）

*50,510.7907（保科肥後守領）

*230,000.7907（保科肥後守私領）

①大沼郡：77,635.226

②河沼郡：20,554.343

③山郡：81,306.617

④稲川郡：35,004.452

⑤小川庄：9,113.756

⑥猪苗代：20,622.553

⑦安積郡：6,027.633

⑧南山：19,514.4237（御蔵入）

⑨伊南伊北：10,713.237（御蔵入）

⑩岩瀬郡之内：18.55

この地図は下野國との境界地帯である。北部の南山が全て「御蔵入」となっている。

□ 岩代國1

分類： 國繪圖

018

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：1

通し番号：SM-018-01～02◎04682～04683◎　石高：19,514.4237　一村あたりの石高：

伊南伊北地方で、「御蔵入」の表記が有り、南で上野國、西で越後國と境を接している。

□ 越後國

分類： 國繪圖

019

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-019-01～03◎04684～04686◎　石高：　一村あたりの石高：

越後國の北半分の地域に相当する。越後山脈の北側に描かれている越後平野は、日本國の穀倉地帯と呼ぶにふさわしく、人家が密集している。新潟平野を潤し、日本海に注ぐ、北から、三面川、荒川、胎内川、加治川、阿賀野川、信濃川の流域の村々の交通路は緻密に連結されていて見事でさえある。おそらく、この國一体は古代から開鑿されてきた穀倉地帯であることを実証するに十分な内容の図幅と言えよう。また、この正保時代、新潟は港湾としては整備されていないことが見て取れる。他にも、これら越後平野に豊富な水分を供給してきた河川の河跡湖と思われる潟が数多く存在している。各村の石高は表示されていない。

□ 越後國高田領

分類： 國繪圖

020

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-020-01～02◎04687～04688◎　石高：257,932.936　一村あたりの石高：

三嶋、魚沼、苅羽、頸城の四郡で構成されていて、越後國の南半分の地域に相当する。他に坂本領が明記されている。西側の頸城郡を流れて日本海へ注ぐ荒川の流域に形成された高田平野が稲作の中心地帯である。その他、内陸部の長岡、西部の糸魚川に居城も有り、人口も少なからず存在しているが、やはり、頸城郡の生産高が180,014.34石と、坂本領を含む越後國全体（328,484.595石）の石高の約55パーセントを占めていて、主なる穀倉地帯であることを実証するに十分な内容である。その他は、大部分が山岳地帯である。各郡の村数と石高の一覧は以下の通りである。

①三嶋郡：16,932.769石；837ヶ村

②魚沼郡：77,259.952石；640ヶ村

③苅羽郡：54,092.294石；265ヶ村

④頸城郡：180,014.34石；1,337ヶ村

⑤坂本領：70,551.659石

総石高：257,932.936石

□ 佐渡國

分類： 國繪圖

021

所蔵機関：国立公文書館　村数：246　郡数：3

通し番号：SM-021-01～02◎04689～04690◎　石高：24,650.549　一村あたりの石高：

慶長6（1601）年に金の鉱脈が発見されて以来、江戸時代を通じて、佐渡金山は,幕府の重要な財源を担うことになった。まだ鉱脈の発見以来40数年後のこの時代にあっても、金鉱山地帯は十分に整備されている。西部の雑太郡に属する下相川村付近に、鉱山口、住宅などが配置されていて、海岸縁には四カ所の口屋が設置されているのが見て取れる。口屋とはおそらく物流の中継地点とも言える施設で、ここから船を仕立てて、金銀を江戸などへ回送したと推定される。口屋は、他に、南部の赤泊、小木にも設置されていて、金銀のみではなく、他の農産物や漁業資源などの交易を担った港湾と定義してもさしつかえないであろう。北部は佐渡山地、南部は小佐渡丘陵で、山岳地帯の観を呈し、中央部の穀倉地帯である國中平野に人口が集中している。國中平野の中央部を國府川が流れ、真野湾に注ぎ込んでいる。雑太、賀茂、羽茂の三郡で構成されていて、それぞれの石高と村数は以下の数字で示される。

①雑太郡：（高12,198.652［15,298.452]石、屋敷948.455石）；93ヶ村

②賀茂郡：（高8,475.605石、屋敷567.915石）；95ヶ村

③羽茂郡：（高3,007.082石、屋敷352.84石）；58ヶ村

合計：24,650.549石（内訳：高22,781.339石、屋敷1,869.21石）；246ヶ村

地図中と欄外の表記が異なるのは雑太郡である。［15,298.452石]が地図中の石高で、12,198.652石が欄外のそれである。また、欄外の合計額と内訳の石高も符合しないが、これは単なる計算上の誤りであろう。決定的な過失ではないと思われる。

□ 常陸國3

分類： 國繪圖

022

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：3

通し番号：SM-022-01～02◎04691～04692◎　石高：269,681.0768　一村あたりの石高：

常陸國の北部地域である。北部で陸奥國、東部で太平洋、西部で下野國接している。ほとんどが山岳地帯で、その谷間を縫うように走っている、久慈川と那珂川の流域、及び太平洋岸に集落が存在している。多賀、那珂、久慈の三郡で構成されている。石高も、多賀郡が57,646.0778石、那珂郡が101,392.32石、久慈郡が100,642.679石である。

□ 常陸國2

分類： 國繪圖

023

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：3

通し番号：SM-023-01～02◎04693～04694◎　石高：210,702.275　一村あたりの石高：

鹿嶋、行方、茨城の三郡で構成されている。現在の茨城県の南東部に相当する地域で、東側で鹿島灘に面している。北浦、霞ヶ浦、利根川の改修工事がまだ完成されていないことがよく理解できる地図である。霞ヶ浦の東側の常陸台地に位置しているので、山岳部は皆無に等しく、平野部が一面に連なっている。そのためか、集落も万遍なく配置されていて、それらを繋ぐ交通路も整備されている印象を与える。石高は、鹿嶋郡が30,070.776石、行方郡が39,971.442石、茨城郡が140,660.057石、総計210,702.275石である。早くから開発されてきた茨城郡の石高が圧倒的に高い。

□ 常陸國1

分類： 國繪圖

024

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：13

通し番号：SM-024-01～02◎04695～04696◎　石高：840,801.8289　一村あたりの石高：

現在の茨城県の北西部、霞ヶ浦の西側の田園地帯が描かれている。西那珂、西河内、真壁、新治、筑波、信太、河内の七郡で構成されている。筑波山、加波山などが主要な山脈を形成していて、残りはほとんど耕作地といって差し支えないであろう。多少の相違はあるが、霞ヶ浦は現在のそれと似たような形をしていることである。この時代以後に、埋め立てや改修工事などによって、現在の形が造られたのであろう。また、利根川の改修工事も十全に実行されていないのが見て取れる。平野部のためか各村落を結ぶ交通網も整備されている。

常陸國十三郡の石高は以下の通りである。

①鹿嶋郡:30,070.776石

②行方郡:39,771.443石

③河内郡:37,156.476石

④多賀郡:57,646.0778石

⑤久慈郡:100,642.619石

⑥那珂郡:101,392.302石

⑦真壁郡:85,389.0911石

⑧茨城郡:140,666.057石

⑨西那珂郡:17,166.453石

⑩西河内郡:27,240.923石

⑪筑波郡:66,356.536石

⑫信太郡:41,618.023石

⑬新治郡:55,485.052石

都合高:840,801.8289石

□ 下野國1

分類： 國繪圖

025

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：10

通し番号：SM-025-01～02◎04697～04698◎　石高：568,733.91　一村あたりの石高：

鬼怒川と那珂川が潤す穀倉地帯である那須郡と芳賀郡が描かれた地図である。東で常陸國、西で陸奥國と接壌し、南北に細長く、北部は那須野原と呼ばれ、やや高地である。鬼怒川と那珂川という、これら二大河川の流域は、ほとんどが耕作地で、豊かな稔りが約束されていたのであろう。那須郡の中心地が太田原と黒羽で、それぞれ、城郭が配置されていて、これらの地から交通路が多岐にわたって展開している。芳賀郡の中心地が藤縄町となっていて、そこがこの南部地域の交通の要衝となっている。

下野國の郡高は以下の通りである。

①河内郡:86,621.43石

②芳賀郡:93,346.12石

③塩谷郡:38,660.79石

④那須郡:86,621.43石

⑤足利郡:25,522.64石

⑥梁田郡:14,309.45石

⑦安蘇郡:61,337.67石

⑧都賀郡:15,80046.4石

⑨寒川郡:8,036.48石

⑩寺社領:2,758.3石

総計:568,733.91石

□ 下野國2

分類： 國繪圖

026

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：1

通し番号：SM-026-01◎04699◎　石高：38,660.79　一村あたりの石高：

現在の栃木県の北西部の山岳地帯で、塩谷郡のみが表示されている。郡全体で38,660.79石（38,660.75石）で、生産性も低い。交通路が鬼怒川の左岸に位置する氏家村から展開している。

□ 下野國3

分類： 國繪圖

027

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：6

通し番号：SM-027-01～03◎04700～04702◎　石高：353,874.05　一村あたりの石高：

①河内郡:86,621.43石、②足利郡:25,522.64石、③梁田郡:14,309.43石（14309.45石）、④安蘇郡:61,337.67石、⑤都賀郡:158,046.4石、⑥寒川郡:8,036.48石の六郡で構成されている。國境を流れる渡良瀬川の北部、また鬼怒川の左岸に配置され、現在の栃木県の南西部に相当する。都賀郡の宇都宮城を中心として、下野國全域に交通路が多岐にわたって展開している。この國の政治・経済・産業の中心地域で、西部の足尾山地を除けば、ほとんどが平地で豊かな穀倉地帯と言えよう。

2013 Kagaku Shoin, Inc.

□ 上野國1

分類： 國繪圖

028

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：14

通し番号：SM-028-01～02◎04703～04704◎　石高：515,215石　一村あたりの石高：

利根川の東部、現在の群馬県の東側の地域図である。東部で下野國、北部で越後國・陸奥國と接壤するこの絵図には、上野國北部の利根郡、南部の那波郡、勢多郡、佐位郡、新田郡、山田郡、邑楽郡の七郡が掲載されている。北部の片品川と吾妻川の谷間に村落が見られ、中心地は沼田で、その地から交通路が多岐にわたって展開している。上野國は十四郡で構成されていて、総石高は515,215石と、下野國の568,733.91石とあまり遜色がない。國土の約70パーセント以上が山岳地帯で、南東部と南西部の利根川流域に平野部が展開している。各郡の石高は以下の通りである。

①碓氷郡:37,404石

②片岡郡:4,206石

③甘楽郡:43,967石

④多胡郡:11,123石

⑤緑野郡:28,464石

⑥那波郡:26,883石

⑦群馬郡:111,367石

⑧吾妻郡（我妻郡）:13,806石

⑨利根郡:18,223石

⑩勢多郡:57,643石

⑪佐位郡:15,869石

⑫新田郡:56,259石

⑬山田郡:32,136石

⑭邑楽郡:57,865石

都合高:515,215石

□ 上野國2

分類： 國繪圖

029

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：14

通し番号：SM-029-01～02◎04705～04706◎　石高：515215石　一村あたりの石高：

碓氷郡、片岡郡、甘楽郡、多胡郡、緑野郡、群馬郡、吾妻郡（我妻郡）七郡で構成されている。西部で信濃國、北部で越後國と接壤するこの絵図には、上野國を流れる利根川の西側に相当する。南東部の前橋と高崎が中心地で、これらの地から交通路が四方八方に展開している。高崎や前橋が含まれる片岡郡、多胡郡、緑野郡、群馬郡の四郡は平野部で生産力もかなり高い。残りはほとんどが山岳地帯で、村落もまばらにしか存在しない。

□ 下総國

分類： 國繪圖

030

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：12

通し番号：SM-030-01～02◎04707～04708◎　石高：444,829.842石　一村あたりの石高：

この図は下総國の東半分しか表示されていない。西側の関宿、野田などの地図は失われている。房総半島の北部に位置し、北で常陸國、西で太平洋に接するこの地域は、埴生、香取、海上、迦瑳の四郡のみが表示されている。江戸時代の日本全国の村落の実情を把握するために、明治時代初期に政府が各府県に作成させた「旧高旧領取調帳（きゅうだかきゅうりょうとりしらべちょう）」には、以下の十二郡が掲載されている。領地の支配者一覧と石高は以下の通りである。なお、この石高はこの圖から抽出した数字で、正保時代のそれであることをお断りしておきたい。

①葛飾郡 - 幕府領、関宿藩、古河藩、下野壬生藩、駿河田中藩: 57,742.016石、②相馬郡 - 幕府領、田安徳川家領、関宿藩、高岡藩、上総一宮藩、常陸土浦藩、常陸牛久藩、下野烏山藩、駿河田中藩、山城淀藩: 50,462.208石、③千葉郡 - 幕府領、生実藩、佐倉藩、羽前長瀞藩: 32,907.085石、④印旛郡 - 幕府領、佐倉藩、高岡藩、遠江浜松藩、山城淀藩: 45,201.121石、⑤香取郡 - 幕府領、田安徳川家領、小見川藩、多胡藩、高岡藩、佐倉藩、上総飯野藩、安房館山藩、安房船形藩、上野安中藩、三河西端藩、伊勢津藩、山城淀藩: 100,939.697石、⑥埴生郡 - 幕府領、田安徳川家領、佐倉藩、羽前長瀞藩、山城淀藩: 19,324.304石、⑦海上郡 - 幕府領、佐倉藩、小見川藩、生実藩、上野高崎藩、上野安中藩: 15,492.478石、⑧迦瑳郡 - 幕府領、佐倉藩、生実藩、上野安中藩、三河西端藩: 25,990.951石、⑨結城郡 - 幕府領、一橋徳川家領、結城藩、下野壬生藩: 未記載、⑩猿嶋郡 - 幕府領、関宿藩、古河藩、下野壬生藩、丹後峰山藩: 24,205.903石、⑪豊田郡 - 幕府領、出羽長瀞藩、陸奥仙台藩、常陸牛久藩、下野烏山藩: : 未記載、⑫岡田郡 - 幕府領、常陸牛久藩: 14,112.284石、都合高: 444,829.842石。

未記載が二郡（岡田郡 、結城郡 ）あり、おそらく十二郡が正確な数字であると推測される。利根川の出口で幅八町（約870メートル）、深さ四ないし五間（約7ないし9メートル）の表記がある。港としても未だ整備の途上にあることを窺わせるような表現である。利根川を佐原附近まで遡っても、まだ河道は現在のように整備されていず、複数の河川が交差している。現在の霞ヶ浦に当たる場所には、蓑輪田の表示が見られる。迦瑳郡の北側に広がっていた椿海（長さ6キロメートル、横2キロメートル）は現在埋め立てられている。印旛沼も印旛浦と表記されていて、現在の形態とはほど遠く、利根川の残した河跡湖であることが十分に推測できる表示内容である。

□ 上総國1

分類： 國繪圖

031

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：9

通し番号：SM-031-01～02◎04709～04710◎　石高：　一村あたりの石高：

「旧高旧領取調帳（きゅうだかきゅうりょうとりしらべちょう）」には、以下の九郡が掲載されている。領地の支配者一覧は以下の通りである。

①市原郡 – 幕府領、鶴牧藩、久留里藩、請西藩、佐貫藩、下総高岡藩、安房館山藩、上野前橋藩、武蔵岩槻藩、三河西大平藩
②望陀郡 – 幕府領、久留里藩、請西藩、鶴牧藩、飯野藩、佐貫藩、上野前橋藩、武蔵岩槻藩
③周淮郡 (周集郡)– 幕府領、飯野藩、請西藩、上野前橋藩、三河西端藩
④天羽郡 – 幕府領、佐貫藩、上野前橋藩
⑤長柄郡 – 幕府領、鶴牧藩、一宮藩、出羽長瀞藩、武蔵吉井藩、武蔵岩槻藩、下総生実藩、安房館山藩
⑥上埴生郡 (埴生郡)– 幕府領、鶴牧藩、久留里藩
⑦山邊郡 – 幕府領、鶴牧藩、羽前長瀞藩、陸奥福島藩、武蔵岩槻藩、下総結城藩、下総高岡藩、下総生実藩
⑧武射郡 – 幕府領、飯野藩、出羽長瀞藩、下総結城藩、下総高岡藩、下総生実藩、三河西端藩、土佐高知新田藩
⑨夷隅郡 – 幕府領、大多喜藩、鶴牧藩、久留里藩、上野吉井藩、武蔵岩槻藩、土佐高知新田藩

この繪圖にも上記の九郡が掲載されている。各村落間の交通路も記載されていて、村々の石高が小判形の左側に表示されている。房総半島の中央部に相当し、東で九十九里浜、西で江戸湾に接している。東側の海岸地帯に九十九里平野が開けているものの、西側は江戸湾の沿岸地帯を除いて房総大地となっていて、山間部の谷間に交通路が多岐にわたって展開している。

□ 上総國2

分類： 國繪圖

032

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：9

通し番号：SM-032-01～02◎04711～04712◎　石高：　一村あたりの石高：

この繪圖も内容は前掲の031にほぼ等しい。ただ、繪圖を描く筆使いがきめ粗く、文字や線描がやや太く感じられる。おそらく、写圖であろうと推定される。

□ 安房國1

分類： 國繪圖

033

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-033-01◎04713◎　石高： 92,641.68　一村あたりの石高：

房総半島の南部、突端に当たる部分が安房國の版圖である。平、安房、朝夷、長狭の四郡で構成されていて、各郡の石高が表示されている。「旧高旧領取調帳」にもこれらの四郡が掲載されていて、名称、各郡の支配者、及び正保時代の石高は以下の通りである。

①平郡 - 幕府領、勝山藩、船形藩、館山藩、上野前橋藩、近江三上藩: 25,108.891石

②安房郡 - 幕府領、館山藩、船形藩、上野前橋藩、近江三上藩: 23,671.748石

③朝夷郡 - 幕府領、館山藩、上野前橋藩、武蔵岩槻藩、上総鶴牧藩、越前敦賀藩: 22,293.571石

④長狭郡 - 幕府領、船形藩、館山藩、武蔵岩槻藩、上総鶴牧藩: 21,567.47石

総石高: 92,641.68石

この繪圖は太平洋に面した東部の朝夷、長狭の両郡を欠いている。石高が表示されているので、西半分の圖は失われたのであろう。ほとんどが房総丘陵の山岳地帯で、谷間を縫うように交通路が展開している。南部で太平洋、西部で江戸湾に面している。

□ 安房國2

分類： 國繪圖

034

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-034-01～02◎04714～04715◎　石高： 92,641.68石　一村あたりの石高：

これは平、安房、朝夷、長狭の四郡を含む安房國の完全な繪圖である。描き方は、前掲の032（上総國2）の筆使いに、奇妙に類似している。つまり、文字や線のきめは粗雑であるが、情報量はかなり豊富である。総石高も92,641.68石と、033の数字と全く同一である。ただ、この繪圖は郡高を表示せずに、村落を表す小判形の右側に、石高が書かれている。そして、欄外には、いろは順に、領土の支配者別に石高が表示されている。この圖もおそらく写圖であろうと推定されるが、それにしても内容の豊富な資料と言えよう。以下に、領主別の石高を列挙してみよう。

①御藏入: 2,242.442石、②堀田加賀守: 12,808.97石、③三枝門通: 7,000石、④石川大隅守: 4,500石、⑤石川播磨守: 1,854.6石、⑥田中主殿: 3,280.729石、⑦諏訪勘兵衛:3,000石、⑧石川又十郎: 1,000石、⑨三枝土佐守: 2,000石、⑩高木苔十郎: 1,500石、⑪小濱弥十郎: 1,500石、⑫北条右近: 1,500石、⑬大久保惣四郎: 3,300石、⑭大久保右京: 4,000石、⑮内藤石見守: 2,949.973石、⑯内藤弥三郎: 5,000石、⑰松平淡路守: 2,000石、⑱保科弾正: 2,190.534石、⑲堀越中守: 1,330.027石、⑳上野阿波守: 1,591.504石、◎酒井壱岐守: 2,000石、◎本多義作守: 2,976石、◎植村帯刀: 942.95石、◎屋代越中守: 10,000石、◎西江弥八郎: 20,000.2石、◎寺社領: 2,272.231石、総石高: 92,641.68石。

□ 武蔵國

分類： 國繪圖

035

所蔵機関：国立公文書館　村数：2,414　郡数：23

通し番号：SM-035-01～06◎04716～04721◎　石高：982,337.9658　一村あたりの石高：406.933705799

現在の神奈川県の東部（多摩丘陵を含む川崎市及び横浜市の範囲で江戸湾に面した地域）、埼玉県、東京都を含む広範囲な土地が、武蔵國の版圖である。関東平野のほぼ中心部を占めるこの地域は、水田、畑の面積も大きく、関東の重要な穀倉地帯である。二十二郡を数え、生産高も982,337.9658石と群を抜いている。村落の数も多く、山地は、多磨郡と秩父郡の北部に見られる。また、江戸城も湾の近くに見られ、埋め立てによる新田や町村の建設は、この正保時代以降に大規模に実行されたのであろう。以下に、各郡の石高と村落数を列挙してみる。

①久良岐郡（43ヶ村）：13,949.832石、②橘樹郡（113ヶ村）：44,595.987石、③荏原郡（79ヶ村）：21,818.505石、④豊嶋郡（91ヶ村）：28,972.78409石、⑤葛飾郡（191ヶ村）：103,689.487石、⑥足立郡（361ヶ村）：130,252.68706石、⑦崎玉郡（363ヶ村）：236,434.5833石、⑧横見郡（25ヶ村）：10,683.254石、⑨大里郡（39ヶ村）：20,950.567石、⑩幡羅郡（53ヶ村）：36,772.2178石、⑪榛沢郡（69ヶ村）：27,481.58468石、⑫児玉郡（59ヶ村）：26,471.07653石、⑬賀美郡（22ヶ村）：11,661.861石、⑭那珂郡（10ヶ村）：9,565.195石、⑮秩父郡（73ヶ村）：24,662.485石、⑯多磨郡（320ヶ村）：73,782.986石、⑰都築郡（62ヶ村）：21,005.69788石、⑱新座郡（18ヶ村）：7,683.555石、⑲入間郡（185ヶ村）：61,754.411石、⑳高麗郡（84ヶ村）：19,937.734石、◎比企郡（130ヶ村）：47,211.48石、◎男衾郡（24ヶ村）：7,039.99046石、総石高：982,337.9658石（2,414ヶ村）。

□ 相模國1

分類： 國繪圖

036

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-036-01～02◎04722～04723◎　石高：　一村あたりの石高：

「旧高旧領取調帳」に記載されている郡名と支配者は以下の通りである。
①足柄上郡－旗本領、小田原藩、荻野山中藩
②足柄下郡－旗本領、小田原藩
③淘綾郡－旗本領、小田原藩、武蔵金沢藩
④大住郡－幕府領（韮山代官所）、旗本領、小田原藩、下野烏山藩、下総佐倉藩、下総生実藩、武蔵金沢藩
⑤愛甲郡－幕府領（韮山代官所）、旗本領、小田原藩、荻野山中藩、下野烏山藩、下総佐倉藩
⑥津久井県－幕府領（韮山代官所）、旗本領、小田原藩
⑦高座郡－幕府領（韮山代官所）、旗本領、荻野山中藩、下野烏山藩、下総佐倉藩、三河西大平藩
⑧三浦郡－幕府領（浦賀奉行、韮山代官所）、
⑨鎌倉郡－幕府領（浦賀奉行、松村忠四郎支配所、韮山代官所）、旗本領、下野烏山藩、下総生実藩
この圖においても九郡で構成されている。相模湾に面した地域で、三浦半島を含んでいる。國の中央を流れ、相模湾に注ぎ込む相模川の西側は丹沢山地で、足柄下郡は人家も疎らで、小田原から箱根への交通路が開かれているに過ぎない。石高表記は見られない。

□ 相模國2

分類： 國繪圖

037

所蔵機関：神奈川県立金沢文庫　村数：　郡数：

通し番号：SM-037-01～02◎04724～04725◎　石高：　一村あたりの石高：

この圖にも石高表記は見られないが、036や038よりもより精緻な表現方法が採用されている。山々が薄墨色、海面が群青色で表現されるなど、色彩も鮮やかで、筆使いも細部にわたって丁寧に描かれているのが特色と言えよう。

□ 相模國3

分類： 國繪圖

038

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-038-01～02◎04726～04727◎　石高：　一村あたりの石高：

この圖にも石高は表示されていない。三種類の繪圖を比較してみると、圖としては全て精巧で、基軸となる色がそれぞれ異なっているのが特色と言えよう。この繪圖は橙色を基調としている。おそらく、三種類の繪圖とも、情報量が同一であり、色調のみが相違することを考えると、いずれも地圖製作者が異なる模写圖である可能性が高い。

□ 甲斐國

分類： 國繪圖

039

所蔵機関：国立公文書館　村数：730　郡数：4

通し番号：SM-039-01～02◎04728～04729◎　石高：241,662.706　一村あたりの石高：331.044802739

國土のほとんどが山岳地帯で、その谷間にある平野部が甲府盆地で、釜無川、富士川、笛吹川が潤している。これらの河川の流域に集落が展開している。都留、八代、山梨、巨摩の四郡で成り立っていて、各郡の石高と村数は以下の通りである。各村の石高も小判形の中に表示されている。

①都留郡: 18,418.02石（81ヶ村）

②八代郡: 55,437.525石（178ヶ村）

③山梨郡: 66,843.773石（138ヶ村）

④巨摩郡: 100,962.988石（333ヶ村）

総石高: 241,662.706石（730ヶ村）

□ 信濃國

分類： 國繪圖

040

所蔵機関：上田市立博物館　村数：　郡数：11

通し番号：SM-040-01～03◎04730～04732◎　石高：544,770.338　一村あたりの石高：

北から南まで山脈が連なる山岳地帯で、各谷間を流れる千曲川、天龍川、高瀬川、犀川などの流域に村落が展開している。西部を犀川が、東部を千曲川が、中央部から南部に向けて木曽川と天竜川がそれぞれ流れている。千曲川沿いに長野盆地、上田盆地、佐久盆地、犀川沿いに松本盆地、天竜川沿いに伊那盆地があり、それぞれ多くの村落が見いだされる。また、西部に三千メートル級の山々が連なる飛驒山脈、南部に木曽山脈、南東部に赤石山脈が聳えている。全十一郡に分けられていて、各郡の石高は以下の数字を参照されたい。各村の石高も小判形の中に表示されている。

①高井郡: 65,527.733石

②水内郡: 78,110.876石

③更級郡: 45,598.388石

④埴科郡: 20,298.822石

⑤小県郡: 64,959.722石

⑥安曇郡: 32,221.838石

⑦筑摩郡: 47,982.878石

⑧諏訪郡: 28,500石

⑨伊奈郡: 10,253.277石

⑩佐久郡: 61,634.299石

⑪空米（木曽）: 1,682.505石

総石高: 544,770.338石

2013 Kagaku Shoin, Inc.

□ 飛騨國2

分類： 國繪圖

041

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：3

通し番号：SM-041-01～02◎04733～04734◎　石高：38,764.4　一村あたりの石高：

益田、大野、吉城の三郡で構成されている。ほとんどが、山地、高原、丘陵で占められていて、中央部を流れる宮川に沿って、高山盆地が開けている。この盆地の中心都市が高山で、中世以来の城下町である。飛騨高地と呼ばれている地域で、東部の飛驒山脈で信濃國と、西部の両白山地でで加賀國・越中國と、北部で越中國とそれぞれ接壤している。各郡の石高は①益田郡: 9,224.331石、② 大野郡: 12,312.028石、③吉城郡: 17,228.041石、総石高: 38,764.4石である。これは吉城郡の繪圖である。山間部を越中國へと流れる宮川、高原川に沿って集落が点在している。

□ 飛騨國3

分類： 國繪圖

042

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：1

通し番号：SM-042-01～02◎04735～04736◎　石高：12,312.028　一村あたりの石高：

東西に伸びた大野郡の繪圖である。中央部に高山盆地があり、越中國繪流れる宮川に沿って形成された高山がある。西側で、越前國・加賀國の境界に聳え立つ白山山地に連なっている。村々の石高は表示されていない。

□ 飛騨國1

分類： 國繪圖

043

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：1

通し番号：SM-043-01～02◎04737～04738◎　石高：9,224.331　一村あたりの石高：

益田郡の繪圖で、南北に流れる益田川の流域に村落が点在している。。村々の石高は表示されていない。

□ 美濃國

分類： 國繪圖

044

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：21

通し番号：SM-044-01～02◎04739～04740◎　石高：609,740.999　一村あたりの石高：

北部は飛驒國に続く急峻な山岳地帯、南東部は美濃三河高原地帯、南西部は木曽川、長良川、揖斐川が潤す穀倉地帯である濃尾平野の北端部に相当する。郡数も二十一を数え、石高も約60万石と多く、濃尾平野がもたらす豊かな生産物が多くの人々の糊口をしのいでいたのであろう。情報量の豊かな繪圖である。各郡の石高の他に、約六十件の、各領主別の石高も記されているのが一つの特色と言えよう。

①恵那郡: 34,310.266石、②土岐郡: 19,441.938石、③可児郡: 32,140.03石、④加茂郡: 42,601.733石、⑤郡上郡: 26,706石、⑥武儀郡: 31,518.994石、⑦山縣郡: 24,745.533石、⑧各務郡: 19,920.904石、⑨厚見郡: 36,214.851石、⑩方縣郡: 34377.837石、⑪本巣郡: 33,707.552石、⑫大野郡: 49,286.704石、⑬池田郡: 18,021.431石、⑭安八郡: 74,023.662石、⑮莚田郡: 5,579.224石、⑯不破郡: 36,796.442石、⑰多藝郡: 27,997.455石、⑱石津郡: 19,791.582石、⑲羽栗郡: 19,556.602石、⑳中嶋郡: 11,848.728石、◎海西郡: 11,131.691石、総石高: 609,740.999石。

□ 伊豆國

分類： 國繪圖

045

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-045-01～04◎04741～04744◎　石高： 79,653.208　一村あたりの石高：

伊豆半島はほとんどが山岳地帯で、それらの山々の間を流れる狩野川の流域に村落が点在しているに過ぎない。伊豆國は、君澤郡、田方郡、賀茂郡、那賀郡を含むこの伊豆半島の他に、太平洋に浮かぶ島嶼群である伊豆七島（北から大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島）とで構成されている。この伊豆七島の島嶼間の航路は描かれているが、石高は表記されていない。圖の文字や線の表示も見やすく、緻密な作圖手法も見事で、情報量の豊かな繪圖と言えよう。各郡の石高は以下の通りである。

①君澤郡: 21,538.462石

②田方郡: 24,890.154石

③賀茂郡: 29,151.342石

④那賀郡: 4,073.25石

総石高: 79,653.208石

□ 駿河國

分類： 國繪圖

046

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-046-01～02◎04745～04746◎　石高：　一村あたりの石高：

明治初年時点でのこの國の郡数は、「旧高旧領取調帳」によれば、駿東郡 、富士郡 、庵原郡 、安倍郡 、有渡郡、志太郡、益津郡の七郡を書き記している。この繪圖は安倍 、志太、益津、有渡の四郡が描かれているのみで、石高表示も見いだすことができない。おそらく、東部の駿東 、富士 、庵原の三郡が記載された圖は欠けているのであろう。富士川以東の圖が見当たらない。富士川以西、安倍川流域の圖である。北部は信濃國との國境に聳える赤石山脈に連なり、大井川沿いに集落が点在しているに過ぎない。南部は、駿河湾に向けて平野部が広がっている。北部の安倍川の源流付近、甲斐國との境界地帯の身延山地に「大谷崩（おおやくずれ）」の表記が見られる。「大谷崩（おおやくずれ）」とは、現在の静岡市葵区の大谷嶺（おおやれい）の南斜面にあり、1707年の宝永地震によってできた山体崩壊跡を指す。1707（宝永4）年の10月には、全國で大地震が発生し、同年11月23日には、富士山が大噴火を起こし、武蔵國、相模國、駿河國などは甚大な被害を受けた。また、1858年に富山県で起きた「鳶山崩れ」、1911年に長野県で発生した「稗田山崩れ」とともに、日本三大崩れの一つとされている。大谷嶺は標高約二千メートルで、安倍川の水源のひとつで、この崩壊の時に、崩落した土砂が安倍川を堰き止めて下流に滝を形成した。この滝は土砂に含まれる成分が原因で、真赤な水を流し続けたことから、「赤水の滝」とも呼ばれている。現在でも大雨の後には多量の土砂崩落が見られる。近くに梅ヶ島、梅ヶ島温泉などがある。この正保時代にあっては、村落は見当たらない。また、石高も表記されていない。

□ 遠江國1

分類： 國繪圖

047

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：12

通し番号：SM-047-01～02◎04747～04748◎　石高：280,696.005石　一村あたりの石高：

大井川以西、浜名湖付近までの土地が、遠江國の版圖である。信濃國の山岳地帯へとつながる北部を除けば、南部は水運にも恵まれ、大井川や天竜川が潤す穀倉地帯である。遠州灘に面している。三河國との境界地帯に存在する浜名湖は遠州灘と通じている塩水湖で、1498年以前は隔離された淡水湖であったことが史書から窺える。「旧高旧領取調帳」によれば、この國には十二郡が記載されている。村落名を表示する小判形の右側に石高、左側に名称が書かれている。幕府や旗本の領地がかなり多い。各郡の名称と石高は以下の通りである。

①豊田郡: 35,086.086石

②長上郡: 22,633.24石

③麁玉郡: 1,400.745石

④引佐郡: 12,417.38石

⑤敷知郡: 36,296.973石

⑥濱名郡: 776.801石

⑦磐田郡: 934.26石

⑧山名郡: 32,252.53石

⑨周知郡: 18,847.064石

⑩佐野郡: 26,327.8647石

⑪城東郡: 58,241.4083石

⑫榛原郡: 35,481.653石

総石高: 280,696.005石

□ 遠江國2

分類： 國繪圖

048

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：12

通し番号：SM-048-01～02◎04749～04750◎　石高：280696.005石　一村あたりの石高：

前出の047とほぼ同一の情報量をもち、形態も類似した繪圖である。ただ、047よりもきめが粗く、薄い色を使用しているために、淡い印象を与える。そして、村落を表示する小判形は名称のみを記載し、石高が記されていない。これが047との大きな差異であろう。

□ 参河國1

分類： 國繪圖

049

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：8

通し番号：SM-049-01～02◎04751～04752◎　石高：　一村あたりの石高：

碧海郡、加茂郡、幡豆郡、額田郡、寶飯郡、設樂郡、八名郡、渥美郡の八行政区分で構成されている。書きかけの繪圖と思われ、欄外の郡高は名称のみが表示され、数字は書かれていない。ただ、村落を表す小判形の中には、右側に石高、左側に名称が書かれている。北部は三河高原で、南部の豊川流域の豊橋平野、矢作川流域の岡崎平野に人口が密集している。三河湾沿いの幡豆郡・寶飯郡、渥美半島の渥美郡などに多くの村落が見られる。

□ 参河國2（日本志　東海部　参河國地圖）

分類： 國繪圖

050

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：8

通し番号：SM-050-01◎02◎04753◎04754◎　石高：350,880.05　一村あたりの石高：

正式な表題は「日本志　東海部　参河國地圖」で、1752（寶暦2）年に、森幸安によって調製された繪圖である。正保時代よりも約百年以上を経過しているが、参考資料として掲載した繪圖である。この時代にあっても、碧海郡、加茂郡、幡豆郡、額田郡、寶飯郡、設樂郡、八名郡、渥美郡の八行政区分で構成されていて、各郡の見稲高が記載されている。以下に郡名と見稲高を列挙する。

①碧海郡: 78,070.328石、②加茂（賀茂）郡: 51,593.308石、③幡豆郡: 46,618.207石、④額田郡: 43,094.963石、⑤寶飯郡: 51,593.308石、⑥設樂郡: 20,514.656石、⑦八名郡: 19,365.742石、⑧渥美郡: 記載なし、総見稲高: 350,880.05石。

森 幸安（もり こうあん）は、1701（元禄14）　年に京都で生まれている。江戸時代中期に活躍した、地圖の考証家・製作者として著名である。彼の製作した「日本輿地図（にほんよちず）」は、寛延から宝暦の1748年から1763年にかけて、京都や大坂において、日本や世界の地図を収集・模写しながら、それらの地圖資料を基にして作成したと言われている。これらの地圖の中で、日本地圖は、初めて緯線・経線が記され、緯度も記されている。ただこの地圖には、緯線も経線も描かれていない。彼は約300枚の地図を描き、それらは国立公文書館、北野天満宮、京都市歴史資料館、金刀比羅宮図書館、函館市中央図書館などに残され、国立公文書館は222枚を収蔵している。彼の著作は「日本志」と呼ばれ、内容は「天文圖」「世界圖」「日本地圖」「日本六十八州地圖」「城下町圖」「神社仏閣圖」「名勝圖」「國繪圖」などに分類することができる。森幸安はこれらの地図を校合したうえで、あらゆる地圖から読み取ることのできるあらゆる知見を統合して、視覚的に表現することを試みた。すなわち、「天文圖」「世界圖」「日本地圖」と順番に閲読して、さらに「國繪圖」なども参照して、宇宙的視野で確認できるような空間配置を志した。さらに地図に記載する情報も、河川、城、道路、村落、航路などの地理的情報の他に、石高、地誌、歴史的遺産など人文科学的な知見を、分類・整理・統合・解析の行程を経て記載する手法を採用した。伊能忠敬は日本の海岸部を測量して、正確な地形を描き出したが、内部の地理的・人文科学的な情報は皆無であり、また、林吉永は「民間の観光案内絵図」を製作して、遊覧及び娯楽の情報を開示したが、森幸安は過去から現在までの歴史的・人文科学的な知見を、できうる限り再現することを試みた。この意味においても、伊能忠敬のように測量した形跡はないが、畿内周辺を中心に徒歩で収集した貴重な知見を統合して、正確な地理及び地誌的情報を記載しようとした彼の業績は評価する必要があろう。。

□ 尾張國

分類： 國繪圖

051

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：8

通し番号：SM-051-01◎02◎04755◎04756◎　石高：　一村あたりの石高：

濃尾平野の中心部に有り、水量も豊富で、豊穣な土地であることを窺わせるに十分な繪圖である。山岳部は三河との國境と知多半島の中央部に見られるのみである。村落を表示する小判形の中には、右側に石高、左側に名称が書かれているが、欄外に郡高と郡名の表示は見られない。おそらく、これも書きかけの繪圖であったと推定される。知多郡、愛知郡、春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中嶋郡、海東郡、海西郡、山田郡の八行政区分で構成されている。

□ 越中國1

分類： 國繪圖

052

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-052-01◎03◎04757◎04759◎　石高：592,415　一村あたりの石高：

新川、婦負、中、利波の四郡で構成されていて、石高の総合計は592,415石（592,413石）である。各郡の石高は、新川郡が187,505石、婦負郡が72,541石、中郡が130,256石、利波郡が202,111石となっている。面積の狭い國ではあるが生産高が高い。東部の飛驒山脈一帯には高山地帯で、その北西部に聳え立つ立山は、富士山、白山と並び称される日本三名山の一つで、その東部には黒部川が流れ、富山湾に注ぎ込んでいる。南部には飛驒高地があり、そこを水源地とする常願寺川、神通川、庄川、小矢部川が、富山平野、砺波平野を潤しながら、富山湾に至っている。これらの平野部の下流域においては、肥沃な土壌をはぐくむ扇状地が発達し、日本でも有数の米の単作地帯を形造っている。西部は、能登國、加賀國の寶達丘陵、両白山地と接壌している。052と053の合計六枚の地圖を組み合わせて考察してみると、越中國全体が俯瞰できる内容となっている。神通川の東側、越中國の東部地方の圖である。

□ 越中國2

分類： 國繪圖

053

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-053-01～03［04760～04762◎　石高：592,415　一村あたりの石高：

神通川の西側、越中國の西部地方の圖である。

□ 能登國

分類： 國繪圖

054

所蔵機関：国立公文書館　村数：641　郡数：4

通し番号：SM-054-01～02［04763～04764◎　石高：240,175.5　一村あたりの石高：374.68876

能登半島の先端部は奥能登丘陵地帯となり高地を形成していて、國全体が高原地帯であるにもかかわらず、海岸部は言うに及ばず、山間部にも小さな集落が展開している。集落が多いと言うことは、それだけ交通路も整備されなければならないはずなので、この時代の能登半島は、新田の開発などで人口が密集しやすい構造になっていたのであろうか。羽喰、鹿嶋、鳳氣至、珠洲の四郡構成で、本高は寺社領の生産高も含めて、225,006.1石にもなっていて、この他に、新田高として、15,169.4石が計上されている。前述のように、村数も多く、641ヶ村を数えている。郡高は表示されていないが、村を示す小判形の中には、右側に名称、左側に石高が明記されている。半島の故に、南で加賀國と接壌し、東部、西部、北部は、いずれも日本海に面している。

□ 加賀國1

分類： 國繪圖

055

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-055-01～02［04765～04766◎　石高：422,958.61　一村あたりの石高：

南東部の両白山地には、富士山、立山と並び称される日本三名山の一つ、白山が聳え、霊峰として名高い。國の南東部には、穀倉地帯である金沢平野が広がり、背後の両白山地から流れ出す浅野川、犀川、手取川、梯川、大聖寺川が水田を潤し、日本海に注いでいる。この両白山地以外はほとんどが平野部で、豊かな穀倉地帯を形造っている。河北（75,070.21石）、石川（166,945.98石）、能美（115,244.56石）、江沼（65,697.86石）の四郡で構成されていて、総石高も422,958.61石と高い数値を示している。北部の河北郡、石川郡の繪圖である。

□ 加賀國2

分類： 國繪圖

056

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-056-01～02［04767～04768◎　石高：422,958.61　一村あたりの石高：

南部の江沼郡、能美郡の繪圖である。

□ 若狭國・越前國

分類： 國繪圖

057

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-057-01～03［04769～04771◎　石高：　一村あたりの石高：

若狭國の三方、遠敷、大飯の三郡と、越前國の敦賀郡で構成された繪圖である。越前國の他の郡、丹生、今立、足羽、大野、坂井、吉田、南条の七郡は掲載されていない。越前國東部は飛驒國、北部は加賀國の両白山地と境を接しているが、この繪圖では見ることができない。若狭湾に面した若狭國は、北陸道交通の要衝として、古代から開かれていた地域である。若狭湾は、起伏の多い陸地が海岸にまで迫る沈水海岸、いわゆるリアス式海岸のために、風避港などとして、古来から利用されてきた。若狭國の南部は、丹波國の丹波高地、野坂山地、近江國の山岳地帯に連なっている。國全体に高地が広がっていて、生産力の低い地域であると言えよう。若狭國の背後の近江國から流れ出す北川が小濱湾に注ぎ込んでいて、その流域に集落が見られる。小濱がこの若狭國の中心地で、小濱湾に面して城郭が建設されている。また、越前國の敦賀城も詳細に描かれていて、黒河川が背後の野坂山地から敦賀湾に向けて注ぎ込んでいる。生産高と村数は以下の通りである。

若狭國

①三方郡: 23,128.01石（123ヶ村）

②遠敷郡: 42,461.4123石（74ヶ村）

③大飯郡: 19,870.6666石（57ヶ村）

越前國

①敦賀郡: 21,368.431石（84ヶ村）

総石高: 106,828.5199石（338ヶ村）

□ 近江國1

分類： 國繪圖

058

所蔵機関：国立公文書館　村数：1,342　郡数：12

通し番号：SM-058-01～04［04772～04775◎　石高：832,122　一村あたりの石高：620.0611

057と比較すると描き方に粗雑さが見られる。ただ、情報量は豊富で、村を表示する四角形の中には、右側に名称、左側に石高が表示されている。田数が52874町6反、畠数が13958町5反、物成392427石と表記されている。郡高と村数は圖内の長方形に記載されている。以下に郡高と村数を記載する。

①志賀郡: 未記載（67ヶ村）

②栗太郡: 64,978.4石（98ヶ村）

③甲賀郡: 75,410.8石（126ヶ村）

④野洲郡: 61,155.2石（75ヶ村）

⑤蒲生郡: 135,458.1石（190ヶ村）

⑥神崎郡: 47,123.3石（80ヶ村）

⑦愛智郡: 63,975.5石（109ヶ村）

⑧犬上郡: 60,267.7石（94ヶ村）

⑨坂田郡: 89,174.8石（170ヶ村）

⑩浅井郡: 75,207.1石（不明、おそらく137ヶ村か）

⑪伊香郡: 35,743.6石（70ヶ村）

⑫高島郡: 75,207.1石（126ヶ村）

総石高: 832,122石（1,342ヶ村）

059の繪圖と比べると、若干ではあるが、石高と村数が異なっている。

□ 近江國2

分類： 國繪圖

059

所蔵機関：滋賀県立図書館　村数：1,441　郡数：12

通し番号：SM-059-01～04［04776～04779◎　石高：830,616.517　一村あたりの石高：620.0611

正式な表題は「［近江國］古御繪圖」である。この國においては、伊吹山地、鈴鹿山脈に起源をもち、琵琶湖の東岸に至る余呉川、姉川、天野川、犬上川、愛知川、日野川、野洲川などが、近江盆地を潤している。西部に聳える比良山地からも、石田川、安曇川などが琵琶湖の西岸に流れ込んでいる。三方を山地に囲繞され、中央部に琵琶湖が位置している。琵琶湖が國の面積の半分を占めている。琵琶湖の南端から流れ出す宇治川が、淀川に流れ込み、下流域のの京都盆地、大坂平野を貫通して、流域の各地に農業・生活用水を供給している。繪圖の描き方にしても精確で、郡の色分表示、道が朱色、山と郡境が墨色、川が青色で示されるなど、緻密な配色構成が特色となっている。「天保郷帳」においては、村数1,721箇所、石高853,095.35059石、一村あたりの石高495.697472742と記載されている。約百九十年後の天保時代と生産力を比較してみると、上記の表で明らかなように、総石高にはあまり変化は見られず、生産効率（一村あたりの石高）が約20％減少しているのが目を引く。村数は天保時代になって、約30％増加しているが、郡数は同一である。以下に、各郡の名称、石高、村数を列挙する。058の繪圖と比べると、若干ではあるが、石高と村数が異なっている。村数が増加していて、生産高が減少するという奇妙な結果になっている。

①志賀郡：47,610.474石（79ヶ村）、②栗太郡：65,054.084石（104ヶ村）、③甲賀郡：75,102.694石（130ヶ村）、④野洲郡：61,272.4石（77ヶ村）、⑤蒲生郡：134,609.995石（210ヶ村）、⑥神崎郡：47,317.586石（81ヶ村）、⑦愛智郡：64,243.356石（109ヶ村）、⑧犬上郡：60,879.831石（119ヶ村）、⑨坂田郡：89,634.498石（174ヶ村）、⑩浅井郡：75,341.571石（142ヶ村）、⑪伊香郡：35,750.076石（68ヶ村）、⑫高島郡：73,799.952石（148ヶ村）、総石高：830,616.517石（1,441ヶ村）。

また、この地域の「被差別部落」に関しては、次のような見解を基本としているので参照されたい。

①「皮田」という呼称は、差別用語ではなく、職能を表現している言語である。これらの人々の集落が中世以降に成立し、武具に使用する皮製品の製造に携わっていたことを勘案すると、職業的な呼称と言える。

②差別が制度として固定化されるのは、江戸時代中期以降のことである。、中世にあっては、公家・武士・寺社管理者の領主階層と、納税者として把握されていた、農民・漁民・山民・商業や工業への従事者などの、基本的な被支配層とから成り立っていて、支配関係から除外された人々を人々を被差別民と呼んでいたことが言われている。上記の説を敷衍すると、中世にあっては、「皮革産業従事者」は、紛れもなく、自営工業従事者の範疇に入ることになる。現代においても、「皮革産業」の分野で働く人々を、すべて「被差別民」と定義することは、かなりの無理があると言える。「皮革産業」も自立した産業で、人々の日常生活に貢献している立派な実業であると考察するしだいである。「皮田」が差別的要素を含む用語であるとするのは、差別と偏見そのものから発しているとしか言いようがない。

③この繪圖には、江戸時代の國繪圖であるところから、このように差別や被差別を想起させる地名が掲載されているが、それらの該当する地名を削除したり、他の言語や符号に置き換えたりすることなどは、歴史学研究において大いなる支障をきたす恐れもあり、結果的にみても、差別の解消に寄与することにはならないと、考察するしだいである。

□ 伊賀國

分類： 國繪圖

060

所蔵機関：国立公文書館　村数：208　郡数：4

通し番号：SM-060-01～02［04780～04781］　石高：100,540　一村あたりの石高：483.3365384615

阿我郡、山田郡、綾之郡（綾郡）、名張郡の四行政区分で構成されている。律令制度が制定される以前から知られていた國である。四方を山に囲まれているために、「隠し國」とも呼ばれていた。この山間部に上野盆地と名張盆地が有り、それぞれの平野部を木津川と名張川が潤している。総石高も100,540石（208ヶ村）で、生産高も高いとは言えない。各郡の石高は、阿我郡が27,953.18石（55ヶ村）、山田郡が16,499.02石（29ヶ村）、綾之郡が39,413.89石（80ヶ村）、名張郡が16,673.91石（44ヶ村）となっている。上野盆地の中心部上野には城が築かれ、そこから交通路が多岐にわたって展開している。なお、村落を表現する小判形の中には、右側に石高、左側に名称が記載されている。

□ 紀伊國

分類： 國繪圖

061

所蔵機関：国立公文書館　村数：1,258　郡数：7

通し番号：SM-061-01◎02◎04782◎04783◎　石高：398,395.453　一村あたりの石高：316.689549284

歴史の古い土地で、「古事記」にも記載されていて、奈良盆地を中心に支配していた大和朝廷の支配を受けた時代もあった。高野領（高野山の領地）の記載が多く見られる。高野山は平安時代の819（弘仁10）年頃に、弘法大師空海が修行の場として開いた高野山真言宗の聖地で、総本山の金剛峯寺（山号は高野山）をはじめ117の寺院が建立されている。古代から、中世、近世においても、江戸幕府公認で、租税を受け取っていたのであろう。全石高の5.5パーセントが高野領取り分として明記されている。詳細は下記を参照。伊都郡、那賀郡、名草郡、海士（海部）郡、有田（在田）郡、日高郡、室（牟婁）郡の七行政区分で構成されている。この繪圖を見る限りでは、北部の紀ノ川流域と沿岸部以外はほとんどが山岳地帯である。國の北部が和泉山脈と接壌し、中央部に紀伊山地が東西に走っている。前述の紀ノ川は、この和泉山脈と紀伊山地の間を東西に走っていて、紀伊水道に流れ込み、下流に和歌山平野が広がっている。この紀ノ川の流域、和歌山から橋本までに、村落が集中して認められる。南部は、現在は三重県に属する南牟婁郡、北牟婁郡までが、正保時代における紀伊國の版圖であった。この室（牟婁）郡の背後の山地から流れ出す大河内川、銚子川、大又川、熊野川、大田川、古座川、日置川など大小様々の河川が、熊野灘に流れ込んでいる。また、村落を示す小判形の中には、右側に名称、左側に石高が書かれている。山地が多い故か、知行高は398,395.453石、村数1,258ヶ村と、面積の割には、生産高が高いとは言えない。各郡の知行高は、以下の通りである。

①伊都郡: 34,187.912石（内高野領: 7,326.815石）

②那賀郡: 82,968.398石（内高野領: 13,501.659石）

③名草郡: 81,197.777石

④海士（海部）郡: 21,038.033石

⑤有田（在田）郡: 42,621.515石

⑥日高郡: 45,133.21石

⑦室（牟婁）郡: 91,248.608石

総知行高: 398,395.453石（内紀州領377,566.979石、内高野領: 20,828.474石）[1,258ヶ村]

□ 丹後國

分類： 國繪圖

062

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-062-01～02[04784～04785]　石高：　一村あたりの石高：

713（和銅6）年4月3日に、丹波國の北部に位置する加佐郡、与謝郡、丹波郡、竹野郡、熊野郡の五郡が置かれて丹後國が設置されたと流布されているが、この繪圖には、加佐郡と与謝郡のみが掲載されている。五つの行政区分で成り立っている。この繪圖には、欄外に、総石高、郡高が表記されていない。竹野郡と熊野郡は、丹後半島の北部に位置しているので、当時は、おそらく、与謝郡に含まれていたと思われる。村を表示する小判形の中には、名称のみが記載されていて、石高は記されていない。郡高と村数の表示があり、加佐郡が、37,383.07石・134ヶ村、与謝郡が31,462.45石・44ヶ村と表示されている。丹後半島のつけ根にあたる宮津に居城が置かれ、そこが行政の中心地であった。丹後半島が日本海に突き出ていて、北東部が丹波高地、北西部が丹波山地があり、それらの間に、福知山盆地と亀岡盆地がある。全体が山岳地帯であることにかわりはなく、福知山盆地を潤し日本海に注いでいる由良川の流域に多くの集落が認められる。

□ 丹波國

分類： 國繪圖

063

所蔵機関：篠山市立青山歴史村　村数：786　郡数：6

通し番号：SM-063-01～06［04786～04791］　石高：289,829.147　一村あたりの石高：368.739372773

精確にかつ緻密に製作された國繪圖である。丹波國は桑田郡、船井郡、多喜（多紀）郡、氷上郡、天田郡、何鹿郡の六行政区分で構成されている。道路が白色、河川が灰色、國境が墨色と、丁寧に色分けされていて、村を表示する小判形の中にも、右側に名称、左側に石高が記載されているので、研究のために有効な補助手段となっている。また、欄外に、領主別の石高も記されていて、丁寧な内容構成と言えよう。この郡の中でも、丹波國の篠山は多喜（多紀）郡に属し、徳川幕府が成立してから、1748（寛延元）年以降、代々譜代大名の青山家が支配し、明治維新まで続いた。中国地方の毛利家をはじめとする外様大名の動向を監視するために、篠山に居城が置かれていた。この繪圖においては、青山氏の入國前なので、領主は松平山城守であると記載されている。各郡の石高、村数、居城名称（中心地）、領主名称は以下の通りである。

①桑田郡：49,005.849石（187ヶ村）［亀山城、松平伊賀守］

②船井郡：41,253.458石（157ヶ村）［薗部、小出伊勢守］

③多喜（多紀）郡：45,164.775石（142ヶ村）［笹山（笹山）、松平山城守］

④氷上郡：63,956.189石（153ヶ村）［栢原、織田上野介］

⑤天田郡：49,268.63石（85ヶ村）［福知山城、稲葉淡路守］

⑥何鹿郡：41,180.246石（62ヶ村）［綾部；上林；山家、谷大学頭］

総石高289,829.147石（786ヶ村）

この繪圖資料も代々青山家の末裔が所持していて、後に篠山市が受け入れている。秦和夫先生を始めとする歴史家たちのご尽力により、所蔵資料の全貌が明らかにされるに至った。小社の撮影する以前にもその所在は一部の研究者の間でのみ知られていたが、今回の複製にあたっては、川村博忠先生（山口大学名誉教授）の御鑑定により、「正保國繪圖」であるとの結論を戴いたので公刊に踏み切った次第である。改めて、川村博忠先生を始めとする関係者各位に感謝する次第である。

□ 山城國

分類： 國繪圖

064

所蔵機関：宇治市歴史民俗資料館　村数：　郡数：8

通し番号：SM-064-01◎04◎04792◎04795◎　石高：215,985.6217　一村あたりの石高：

美麗で精確な繪圖である。色彩も鮮やかで、各郡の村落名も綺麗に区分されているので、非常に理解しやすい圖幅となっている。乙訓郡、葛野郡、愛宕郡、紀伊郡、宇治郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡の八行政区分が山城國の版圖である。各郡の石高は以下の通りである。

①葛野郡：35,047.70286石

②愛宕郡：26,489.45481石

③宇治郡：15,211.98201石

④紀伊郡：24,730.91832石

⑤乙訓郡：25,859.0847石

⑥久世郡：22,394.88石

⑦綴喜郡：28,660.509石

⑧相楽郡：37,591.09石

総石高：215,985.6217石

丹後山地、丹波高原など、山地や高原が多い北部の丹後國、丹後國とは異なり、この國は、宇治郡、乙訓郡などの平地が多い地域を含んでいる。この京都盆地には、琵琶湖を水源とする宇治川、保津川、木津川、宇治川などが流れていて、田地を潤している。南部で大和國、西部で摂津國と接壌している。

□ 大和國

分類： 國繪圖

065

所蔵機関：国立公文書館　　村数：　　郡数：15

通し番号：SM-065-01◎04◎04796◎04799◎　　石高：459,380.6246　　一村あたりの石高：

この國の中央部には、中央構造線と称されている大断層に沿って、多雨地帯の大台ヶ原を源流とする吉野川が紀伊山地を北西へと流れ、高見川と合流後、竜門山地、金剛山、和泉山脈を北に見ながら西へと曲がり、紀ノ川と名称を変えて、紀伊水道に注いでいる。この吉野川を境として、北部に奈良盆地があり、南部を紀伊山地が占めている。古代から日本國の中心地として繁栄してきたのは奈良盆地の一帯で、東側に笠置山地、西側に金剛山地が連なっている。南部はほとんどが山岳地帯であるために、山々の谷間を流れる吉野川、十津川、北山川の流域に集落が点在しているに過ぎない。笠置山地と金剛山地に挟まれた奈良盆地が耕作地帯で、富雄川、佐保川、大和川などから農業用水を得ていることが理解できる。この奈良盆地は降雨量が少ないために、古代から、灌漑用の溜池がたくさん掘られていたが、この繪圖には表示されていない。村々を表す小判形の中には、右側に石高、左側に名称が記述されている。添上、添下、平群、山邊、式下、式上、十市、廣瀬、葛下、高市、忍海、葛上、宇知、吉野、宇多の十五郡で構成されていて、生産力や村数においては、北部と南部で差が見られる。また、約六十人に及ぶ知行地支配者の氏名が列挙されているのも、他にはない特色と言えよう。各郡の石高は以下の通りである。

①添上郡：55,954.241石、②添下郡：44,941.406石、③平群郡：29,170.847石、④山邊郡：47,468.443石、⑤式下郡：22,425.955石、⑥式上郡：26,393.267石、⑦十市郡：34,690.9796石、⑧廣瀬郡：15,937.768石、⑨葛下郡：37,546.638石、⑩高市郡：40,786.684石、⑪忍海郡：5,565.342石、⑫葛上郡：28,053.14石、⑬宇知郡：16,241.719石、⑭吉野郡：32,969.148石、⑮宇多郡：31,235.047石、総石高：459,380.6246（469,380.6246）石。

2013 Kagaku Shoin, Inc.

□ 攝津國

分類： 國繪圖

066

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：12

通し番号：SM-066-01◎04◎04800◎04803◎　石高：375,478.86　一村あたりの石高：

正保時代において、日本國で最大の経済都市であった大坂とその近郊の港湾や航路を示すのにふさわしい内容の繪圖である。生田川と長田川の中間に位置するみなと川に置かれた兵庫津、大坂傳法津、堺津から、大坂湾、瀬戸内海を経て、紀伊國、淡路國、播磨國などへの航路と距離が丁寧に描かれていて、たいへん貴重な資料と言えよう。当時、神戸港は現代のように整備されてはいないので、この三港が、西日本の各地へ向けての航路の起点として、主要な役割を担っていたのであろう。また、高槻、大坂、尼崎に居城が置かれていた。琵琶湖に源流をもつ淀川と大和國から流れ出す大和川が、この國の穀倉地帯である大坂平野を潤し、大坂湾に注ぎ込んでいる。村を表す小判形の中には、右側に石高、左側に名称が記されている。この國は東成郡、住吉郡、西成郡、嶋下郡、嶋上郡、能勢郡、豊嶌郡、河邊郡、有馬郡、武庫郡、菟原郡、矢田郡の十二行政単位 で構成されている。各郡の石高は以下の通りである。

①東成郡: 32,699.036石、②住吉郡: 22,428.025石、③西成郡: 40,212.261石、④嶋下郡: 52,426.237石、⑤嶋上郡: 33,262.05石、⑥能勢郡: 12,246.174石、⑦豊嶌郡: 30,575.394石、⑧河邊郡: 61,277.465石、⑨有馬郡: 44,771.832石、⑩武庫郡: 16,216.042石、⑪菟原郡: 11,194.569石、⑫矢田郡: 18,169.775石、総石高: 375,478.86石。

特筆すべきは、小物成（こものなり）と新田高が、この石高に含まれていることである。また、収納される機関別に、御蔵入、禁中方、役所方、寺領分、社領分と区分けも成されている。これらの表示は、特に珍しい租税の収納方式表現している訳ではないが、このように分類されることで、江戸時代の収税機構・方法が解明される糸口となることに大きな意義があると思われる。江戸時代の租税は、本年貢（本途物成：ほんとものなり）と小物成（こものなり：年貢以外の雑多な諸税）に分類することができる。本年貢とは、検地により作成された検地台帳に石高（土地の価値を米の収穫高で換算した数字）が付けられた田・畑・屋敷地など（高請地：たかうけち）に課せられる。本年貢は米による納税が原則であるが、畑に課せられる税（畑方年貢：はたかたねんぐ）は地方によって相違があり、金銭やそこからの収穫物などでも納税することが認められていた。一方の小物成は、江戸時代において、山野・河川・海などの石高がつけられていない土地（高外地（たかそとのち; たかがいち）に賦課された租税の総称で、多種多様な雑税を指す。内容で大別すると、高外地の用益や産物に課せられる税（山年貢、山小物成、山役、山手米永、野年貢、野役米、野手米永、草年貢、草役米、草代、茶年貢、茶役、漆年貢、櫨年貢、松山藪林年貢、葭年貢、萱野銭、楮油荏役、御林下草銭、河岸役、池役、池魚役、網役、網代役、鳥役、紙船役など）、営業認可として課せられる税（市場、湯屋、髪結、問屋、水車、質屋、鍛治など）、人足として労働力を提供する夫役徴発などがあり、「役（やく）」「永（えい）」「分一（ぶんいち）」「運上（うんじょう）」「冥加（みょうが）」などと呼称されていた。このように古代から江戸時代のまでの緻密な租税制度の変遷、実体に関しては、小社刊行の「地方凡例録（完全原典版）」（「近世歴史資料集成」第7期第3巻）にその詳細が記されているので、ぜひ参照されたい。

□ 河内國1

分類： 國繪圖

067

所蔵機関：臼杵市立臼杵図書館　村数：　郡数：16

通し番号：SM-067-01◎03◎04804◎04806◎　石高：264,952.342　一村あたりの石高：

この國は、東部で大和國に隣接し、その國境に位置する生駒山地、金剛山地の西側に沿った南北に細長い地域で、古代から開かれていて、歴史の舞台となっていた。交野郡、讃良郡、茨田郡、河内郡、若江郡、高安郡、渋川郡、大縣郡、志記郡、丹北郡、安宿部郡、古市郡、丹南郡、八上郡、石川郡、錦部郡の十六行政単位で構成されている。総石高は264,952.342合である。この中から全体の58.3パーセントにもあたる154,506.437石が御蔵入となっているのが目を引く。村落を示す小判形中の右側に石高、左側に名称が記載されている。各郡の石高は、欄外に記載されていないが、四十七件の領主もしくは支配者のそれが記されている。領地が細かく分けられていて、一郡あたりの生産力は、面積に比して相当多いと推定される。068の繪圖と同一の情報を有している。背後の生駒山地や金剛山地から流れ出す河川が田畑を潤している。これらの河川の流域で新田開発や付け替えの工事が行われていることが見て取れる。ただ、068の繪圖よりも、描き方に相違が見られる。かなり多くの色を使用しているので、読み取りやすい内容となっている。つまり、色彩表現が豊かで多様性があることに特色がある。

□ 河内國2

分類： 國繪圖

068

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：18

通し番号：SM-068-01◎04◎04807◎04810◎　石高：264,952.342　一村あたりの石高：

067の繪圖と同一の情報を有している。ただ、067の繪圖よりも、描き方に相違が見られる。多くの色を使用していないが、文字や線が丁寧にきめ細かく描かれていて、解読することが容易である。村落を示す小判形中の右側に石高、左側に名称が記載されているなど体裁も067と類似している。

□ 和泉國1（和泉國繪圖）

分類： 國繪圖

069

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：4

通し番号：SM-069-01◎02◎04811◎04812◎　石高：159,326.771　一村あたりの石高：

正式な表題は「和泉國繪圖」（中川忠英旧蔵本、176-286-4.5）である。堺より南部の地域が和泉國の版圖で、紀伊との國境に聳え立つ和泉山脈から流れ出す石津川、松尾川、牛瀧川、春木川、津田川、近木川、湊川、男里川などさまざまの中小河川が、平野部を潤しながら大坂湾に至っている。北から大鳥郡、泉郡、南郡、日根郡の四行政区分で構成されている。山地が大部分を占め、大坂湾に面した海岸部に集落が点在している。総石高も159,326.771石とそれ程多くはない。各郡の石高は、大鳥郡が43,206.337石、泉郡が28,642.764石、南郡が33,472.951石、日根郡54,004.719石である。この繪圖には岸和田港から四国、大坂湾の沿岸部、瀬戸内海への航路が示されている。当時にあっては、大坂、兵庫、堺と並んで岸和田は重要な港として繁栄していたのであろう。ただこの繪圖は日根郡のみが掲載されていて、大鳥郡、泉郡、南郡の三郡を欠いている。また、村々の石高は表示されていない。

□ 和泉國2（和泉國圖）

分類： 國繪圖

070

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-070-01◎03◎04813◎04815◎　石高：　一村あたりの石高：

正式な表題は「和泉國圖」（松平乗英旧蔵本、176-282-11）で、大鳥郡、泉郡、南郡、日根郡が全て掲載されているものの、十一人の支配者別に、村々が色分けされていることに特色がある。村々の石高は表示されていない。十二人の内訳は以下の通りである。

①水野伊豫守御預所
②小堀源兵衛御代官所
③今井七兵衛御代官所
④小野宗左衛門御代官所
⑤豊嶋権之蒸御代官所
⑥青山因幡守知行
⑦水野伊豫守知行
⑧小出大隅守知行
⑨渡部越中守知行
⑩片桐主膳正知行
⑪岡部内膳正知行
⑫小堀備中守知行

□ 播磨國

分類： 國繪圖

071

所蔵機関：国立公文書館　村数：1,570　郡数：16

通し番号：SM-071-01◎06◎04816◎04821◎　石高：542,130.127　一村あたりの石高：345.305813375

緻密で精確な繪圖である。この六枚の繪圖で、正保時代の生産高、國の有様はほぼ描き尽くされていると言っても言い過ぎではないと思う。 また、村を表現する小判形の中にも、右側に石高、左側に名称が記されている。七世紀に成立した播磨國は、歴史も古く、人口や生産高も高く、山陽道に位置する重要な地域であった。総石高は542,130.127石で、その内、19.4パーセントにあたる105,157.712石が御蔵入となっている。國の北部を中国山脈が東西に走り、その山地から流れ出す加古川、市川、揖保川、千種川などが、穀倉地帯である播磨平野を潤し、瀬戸内海の一部である播磨川に至っている。北部で但馬國・因幡國、南部で瀬戸内海、東部で摂津國・丹波國、西部で備前國に接壤している。北部が山間部、南部の播磨灘に面した地域が平野部となっている。現在の兵庫県の南西部に相当し、全十六郡で構成されている。各郡の生産高は以下の通りである。

①明石郡: 48,387.54石、②三木郡: 37,687.06石、③加東郡: 37,687.06石、④加西郡: 46,680.826石、⑤加古郡: 35,493.542石、⑥印南郡: 32,969.98石、⑦多可郡: 34,230.235石、⑧神東郡: 33,578.135石、⑨神西郡: 21,245.078石、⑩飾東郡: 30,109.729石、⑪飾西郡: 30,080.202石、⑫揖東郡: 47,428.088石、⑬揖西郡: 28,871.778石、⑭赤穂郡: 35,562.665石、⑮宍粟郡: 37,883.062石、⑯佐用郡: 23,385.467石、総石高: 542,130.127石。

□ 美作國

分類： 國繪圖

072

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：12

通し番号：SM-072-01◎03◎04822◎04824◎　石高：186,500　一村あたりの石高：

8世紀からの歴史を有する國である。作州とも称され、現在の岡山県東北部に相当する。東部を播磨國、西部・南部を備前國、北部を因幡國に囲繞された美作國は、加茂川と吉井川の流域に存在する津山盆地、旭川沿岸の及び吉井川付近の盆地を除けば、ほとんどが山岳地帯である。北部の中国山地がが瀬戸内海に向けて落ち込んでいく途中の山間部がこの国である。全部で十二郡で構成され、各郡の石高は以下の通りである。総じて生産力は決して高いとは言えない。

①吉野郡: 14,400.1石

②英多郡: 10,036.5石

③勝北郡: 25,356.2石

④勝南郡: 18,440.5石

⑤東北条郡: 9,741.4石

⑥東南条郡: 7,277.8石

⑦西北条郡: 7,698.4石

⑧西西条郡: 18,217.8石

⑨久米南条郡: 17,304.9石

⑩久米北条郡: 22,110.1石

⑪大庭郡: 14,490.6石

⑫真嶌郡: 21,425.7石

総石高: 186,500石

□ 備前國

分類： 國繪圖

073

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：9

通し番号：SM-073-01◎04◎04825◎04828◎　石高：28,020.03　一村あたりの石高：

緻密に構成された繪圖である。村高や村落名称も小判形の中に書き込まれている。現在の岡山県の東南部にに相当する地域で、児嶋郡、三野郡、上道郡、上東郡、邑久郡、和氣郡、岩生郡、赤坂郡、津高郡の九行政単位で構成されている。東部で播磨國、西部で備中國、北部で美作國に接壤し、南部で瀬戸内海に面した豊穣な地である。背後の山岳地帯から流れ出す吉井川と旭川が、岡山平野に水分を供給しながら、南の瀬戸内海に注ぎ込んでいる。各郡の石高は以下の通りである。

①児嶋郡: 29,429.28石

②三野郡: 36,858.26石

③上道郡: 23,215.66石

④上東郡: 26,610.35石

⑤邑久郡: 45,583.95石

⑥和氣郡: 20,978.65石

⑦岩生郡: 21,288.74石

⑧赤坂郡: 37,964.04石

⑨津高郡: 38,271.1石

総石高: 28,020.03石

□ 備中國

分類： 國繪圖

074

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：11

通し番号：SM-074-01◎03◎04829◎04831◎　石高：236,691.825　一村あたりの石高：

現在の岡山県の西部地方に相当し、阿賀、哲多、上房、河上、加湯、後月、下道、小田、都宇、窪屋、浅口の全十一郡で構成されている。各郡の石高は明示されていないが、村落を表示する小判形の中には、右側に石高、左側に名称が書き込まれている。また欄外に描き込まれているのは二十四件の支配者別の石高で、他の繪圖にはあまり見られない表現様式である。歴史は古く、古代から開発され、七世紀後半に、吉備國が備前國、備中國、備後國に三分割された時に成立した國である。南部が瀬戸内海に面していて、天然の良港があり、交通の要衝を占めていた。背後の中国山地に源を発し、吉備高原を経て南部に向けて流出する高梁川が、海岸近くの平野部に水分を供給している。

□ 備後國

分類： 國繪圖

075

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：12

通し番号：SM-075-01◎04◎04832◎04835◎　石高：　一村あたりの石高：

現在の広島県の東半分の地域で、七世紀後半に吉備國から分立して形成された國の一つである。福山、鞆の浦、尾道など良港を所有していたために、瀬戸内海航路の中間点として、古代から重要な役割をはたしていた。朝鮮通信使などもこの航路を利用して江戸に参府していたことが知られていて、彼ら朝鮮王国の使節団がもたらした文化は、現在の福山地域で、今も伝承されている。萩に居城を有する毛利家などを始めとする、西国の有力な外様大名を監視するために、福山藩や三次藩には有力な譜代や親藩の大名が配置された。特に、幕末のペリー来航時に老中を勤め、日米和親条約を締結した阿部正弘は、備後福山藩の第七代目藩主である。北部から中部にかけて中国山地が、北東部には、浸食された準平原の吉備高原がそれぞれ存在している。中国山地と吉備高原の間に、江川が潤す三次盆地がある。南部は瀬戸内海の備後灘に面し、吉備高原から流れ出す芦田川が穀倉地帯の福山平野に水分を供給しながら、海に達している。西部の安藝國との境界が三原で、この地と福山に、それぞれ居城が築かれている。この繪圖には郡高も総石高も記載されていない。村を表す小判形の中には、右側に石高、左側に名称が書かれている。①安那郡、②上石郡、③品治郡、④芦田郡、⑤甲怒郡、⑥三上郡、⑦世羅郡、⑧恵蘇郡、⑨三吉郡、⑩源津郡、⑪沼隈郡、⑫御調郡の全十二行政区分で構成されている。

□ 安藝國

分類： 國繪圖

076

所蔵機関：国立公文書館　村数：433　郡数：8

通し番号：SM-076-01◎04◎04836◎04839◎　石高：265,071.216　一村あたりの石高：612.173709006

「古事記」に「阿岐國」と記されている安藝國は、現在の広島県の西半分に相当し、古代から気候の温暖さと、瀬戸内海という地の利にも恵まれ繁栄した地域であった。北部は中国山地で、そこから流れ出す太田川が下流域の廣嶋平野に水分を供給しながら、廣嶋湾に注ぎ込んでいる。この太田川の河口の三角州の上に廣嶋が築かれた。廣嶋平野以外は山岳地帯が大部分を占めていて、64ヶ村、49,298.892石という村数や生産力である。江戸時代には、福島正則の改易以降、領主となった浅野家の支配が明治維新まで続いた。山縣郡、佐西郡、佐東郡、高田郡、安北郡、安南郡、豊田郡、加茂郡の八行政単位で構成されている。また、村を表す小判形の中には、右側に石高、左側に名称が書かれている。各郡の石高と村数は以下の通りである。

①山縣郡：28,518.669石（64ヶ村）

②佐西郡：34,798.07石（63ヶ村）

③佐東郡：16,505.214石（30ヶ村）

④高田郡：43,075.002石（62ヶ村）

⑤安北郡：16,103.796石（32ヶ村）

⑥安南郡：25,356.685石（38ヶ村）

⑦豊田郡：51,414.858石（56ヶ村）

⑧加茂郡（賀茂郡）：49,298.892石（88ヶ村）

総石高：265,071.216石（433ヶ村）

□ 周防國

分類： 國繪圖

077

所蔵機関：山口県文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-077-01◎03◎04840◎04842◎　石高：　一村あたりの石高：

江戸時代以前に中國地方を支配していた毛利家は、関ヶ原の合戦での敗北以降、そのほとんどの領土を削られ、周防國、長門國の二ヶ国のみを分与されるに至った。この周防國は山口県の南東部分にあたり、東部が中国山地の西端部に相当し、海岸部の平野を除けば、山間部の多い地域と言えよう。南部で周防灘に面し、北部で石見國及び長門國、東部で安藝國に接壤している。丁寧で細密に描かれた繪圖である。六郡の各村落を示す小判形の中に、右側に石高、左側に名称が描き込まれている。美麗な配色で、郡境は墨色、河川や海は水色、森林は緑色、街道や主要交通路は朱色で、鮮やかに色分けされているので、非常に理解しやすい内容と言えよう。森林の繪も緑色で描かれていて、繪圖作成技法の面から考えても、非常に貴重な資料であると思われる。玖珂、大嶋、熊毛、都濃、佐波、吉敷の六郡で成り立っていて、各郡の石高は以下の数字となる。

①玖珂郡: 58,299.114石

②大嶋郡: 10,031.214石

③熊毛郡: 34,262.895石

④都濃郡: 34,419.41石

⑤吉敷郡: 37,056.474石

⑥佐波郡: 25,748.493石

総石高: 199,817.6石

□ 長門國

分類： 國繪圖

078

所蔵機関：山口県文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-078-01◎03◎04843◎04845◎　石高：　一村あたりの石高：

077と同一の様式で描かれているので、詳細については前項を参照されたい。現在の山口県の西半分を占める地域で、正保時代にあっては、三十六万九千石を有する毛利家の居城が、日本海に面した萩に置かれていた 。東部で石見國、北部及び西部で日本海、南東部で周防國、南西部で瀬戸内海にそれぞれ接している。八郡で構成され、各郡の石高は以下のように表示される。

①阿武郡: 26,354.279石

②大津郡: 17,680.683石

③美祢郡: 30,023.863石

④厚東郡: 18,091.5石

⑤厚狭郡: 12,414.888石

⑥豊田郡: 18,732.427石

⑦豊東郡◎ 19,571.01石

⑧豊西郡: 13,754.75石

総石高: 156,569.4石

□ 但馬國

分類： 國繪圖

079

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-079-01◎02◎04846◎04847◎　石高：　一村あたりの石高：

八郡が美麗に色分けされた繪圖である。朱色系統で配色されているので、非常にわかりやすく閲覧することが可能な繪圖である。この繪圖においては、朝来、養父、出石の三郡のみが記載されていて、北部の日本海に面した他の郡は掲載されていない。この三郡は山地が多く、平野部はあまり多くの面積を占めてはいない。欄外に各郡の石高表記が記されているので、それを転記すると以下のような石高が示される。

①朝来郡: 20,388.521石

②養父郡: 20,675.275石

③七味郡: 6,700石

④氣多郡: 17,549.177石

⑤城埼郡: 19,999.389石

⑥二方郡: 7,926.735石

⑦美含郡: 11,094.685石

⑧出石郡: 24,735.975石

総石高: 129,069.757石

□ 因幡國

分類： 國繪圖

080

所蔵機関：鳥取県立博物館　村数：　郡数：8

通し番号：SM-080-01◎02◎04848◎04849◎　石高：　一村あたりの石高：

現在の鳥取県の東部地方が、因幡國の版圖である。美麗な繪圖であるが、欄外に石高や郡の名称は表記されていない。河川及び海が群青色、郡の境界が墨色、村落の小判形が橙色・朱色・黄土色などと、丁寧に色分けされているので、閲覧と解読の容易な資料と言えよう。ただ、村落を表現する小判形の中には、右側に石高、左側に名称が記載されている。南部の中国山地を源流とする千代川、野坂川が鳥取平野に水分を供給しながら、日本海に流れ込んでいる。千代川の河口の東西に広がる鳥取砂丘が作られているが、この繪圖には表示されていない。また、砂丘の西側には、海から切り離されて形作られた潟湖としての湖山池が見られる。江戸時代にあっては、巨濃郡、法美郡、八上郡、八東郡、知頭郡、邑美郡、高草郡、氣多郡の八行政区分で構成されていた。郡高は、地圖中の名称の右側に書かれている。

□ 伯耆國

分類： 國繪圖

081

所蔵機関：鳥取県立博物館　村数：　郡数：

通し番号：SM-081-01◎04◎04850◎04853◎　石高：　一村あたりの石高：

080と同一の様式なので、地圖記号、石高及び村落表記などに関しては、前項を参照されたい。現在の鳥取県の中部及び西部に相当する地域で、日野郡、川村郡、久米郡、八橋郡、汗入郡、相見郡の六行政単位で構成されている。背後の中国山地を源流とする、天神川、加勢蛇川、勝田川、甲川、阿弥陀川、日野川などのさまざまな河川が、倉吉平野、米子平野、海岸の耕地を潤しながら、日本海に注ぎ込んでいる。北西部の美保湾と中海の間に弓ヶ浜砂州が見られ、その先端部には漁村らしきものが点在している。未だ、現在でも有数の良港である境港は整備されていないように推定される。米子には居城が配置され、その港から、中海を通過する日本海への航路が開けていたのであろう。mまた、大山も、繪圖の中央部に美しく描かれている。

□ 隠岐國・出雲國

分類： 國繪圖

082

所蔵機関：国立公文書館　　村数：　　郡数：

通し番号：SM-082-01◎04◎04854◎04857◎　　石高：　　一村あたりの石高：

隠岐國と出雲國は別個の國であるが、松江藩主の松平出羽守が両藩の繪圖発行責任者であったために、両國を一緒の繪圖にまとめて幕府に提出したために、このような内容になったのであろう。

●隠岐國

隠岐諸嶋は島根半島から北東へ約六十五キロメートルの距離にあり、日本海に浮かぶ大小百八十余りの嶋々で成り立っている。西ノ嶋、中ノ嶋、知夫里嶋と嶋後嶋の四嶋に人々が定着し、嶋後に対して前の三嶋を嶋前と呼ぶ。歴史は古く七世紀に成立し、中世には、流刑地として有名で、後醍醐天皇や後鳥羽上皇の配流の地でもあった。四島とも山地が多く、溶岩台地のある火山島で、村落も海岸沿いに見られるのみで、平野部が少ないために、総石高も11,601.393石と低く、村数も60を数えるのみである。各郡の村数と石高は以下の通りである。

嶋後

①周吉郡：3,461.731石（32ヶ村）、②越智郡：2,636.638石（16ヶ村）

嶋前

①知波里郡：3,129.363石（5ヶ村）、②海士郡：2,373.661石（8ヶ村）、総石高：11,601.393石（61ヶ村）

●出雲國

弥生時代から文明の開けていた國で、神々の活躍した地としても名高い。宍道湖、神西池、中海も描かれていて、松江城は宍道湖に面して建造されていた。南部に中国山地が有り、島根半島の南部に出雲平野が広がり、宍道湖に注ぐ斐伊川と日本海に流出する神戸川が、そこを流れている。航路や陸路を含む交通路は朱色、郡の境界は墨色、海・河川は群青色で美麗に色分けされていて非常に解読しやすくなっている。主要な陸路には、両側に黒丸を対置させた一里山を配置している。主要な部落間には里程も書かれていて、他國への交通路の有様も丁寧に描き込まれている。主要な航路の里程、湖の大きさ、湊の状態なども意を尽くして記載されていて、地理的情報の満載された有益な資料と言えよう。ことに島根半島と隠岐諸島の間の海の状態については、「小浦、夏の渡海自由、冬の渡海不自由ニ御座候」の記述や遠見番所などが見られ、船の運航に際しての貴重な情報が書かれている。この國は現在の島根県の東部地区に相当し、十郡で構成されていた。各郡の石高と村数は以下の通りである。

①嶋根郡：22,695.9666石（53ヶ村）、②秋鹿郡：11,711.817石（18ヶ村）、③楯縫郡：12,510.761石（15ヶ村）、④出東郡：18,188.855石（26ヶ村）、⑤神門郡：46,220.127石（77ヶ村）、⑥飯石郡：26,756.004石（60ヶ村）、⑦仁田郡：16,471.063石（72ヶ村）⑧大原郡：30,314.835石（60ヶ村）、⑨能儀郡：39,112.349石（81ヶ村）、⑩意宇郡：29,615.87石（38ヶ村）、総石高：253,597.6476石（500ヶ村）。

□ 石見國

分類： 國繪圖

083

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：

通し番号：SM-083-01◎03◎04858◎04860◎　石高：　一村あたりの石高：

現在の島根県の西部地域である。十六世紀前半から本格的に開発され、二十世紀まで操業されていた石見銀山が北東部に大きく示されている。巡らされていた鉱山の柵が見られ、柵内と柵外を区分していたことが読み取れる。この柵内の範囲は、東西2.2キロメートル、南北2.5キロメートル、面積は約300ヘクタールにもなる。日本海に面した、仁万湾、温泉村、亀越村沿岸の三港が銀の積み出し港であることが明記されていて、非常に貴重な資料でる。國のほとんどが山地で、南側が中国山地で、これと日本海の間に石見山地が存在している。これらの山地に源流を持つ静間川、江川、下府川、浜田川、周布川、三隅川、益田川、高津川、白土川が、その流域の村々に水分を供給しながら、日本海へ流れ出している。平野部がほとんど見当たらず、山間部の谷間を縫うように走る河川の流域に集落が存在しているのが見て取れる。海岸部には、各地への航路などが細部まで書き込まれていて、航海をするうえでの貴重な情報になったに相違ない。六郡で構成されていて、各郡の石高は以下の通りである。また、各領主別の石高も以下に表記した。5斗4合の差が見られるが、単なる計算の間違いであろう。

●各郡の石高

①近摩郡: 16,024.825石

②安濃郡: 13,500.609石

③鹿足郡: 15,034.481石

④那賀郡: 36,188.689石

⑤美濃郡: 26,897.747石

⑥邑智郡: 31,755.726石

総石高: 139,402.077石

●各支配者別の石高

銀山御領: 35,490.617石

加藤内藏之助領: 10,000石

亀井能登守領: 43,468.619石

松平周防守領: 50,442.301石

総石高: 139,401.537石

□ 淡路國

分類： 國繪圖

084

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：2

通し番号：SM-084-01◎02◎04861◎04862◎　石高：70,186.5　一村あたりの石高：

津名郡と三原郡で構成されている。石高は津名郡が37,207.9石、三原郡が32,978.6石、合計70,186.5石である。北部が津名郡、南部が三原郡である。北部の津名丘陵と南東部の諭鶴羽山地の間に、洲本川が流れる洲本平野が広がっている。また、南西部を流れ、播磨灘に注ぐ三原川の流域にも、多くの集落が見られる。航路や陸路などの交通路は朱色の線で表示されていて、主要な陸路には、両側に黒丸を対置させた一里山を配置している。北端の岩屋浦から南東部の由良浦、阿波國、播磨國への里程、各港の様態、砂浜の有無、風向きなどが詳細に記載された優れた資料である。南部に聳え立つ名山先山の頂上に建立されている、淡路島第一の名刹千光寺が美麗に描かれている。海岸沿いに見られる建物の記号は、おそらく番所もしくは船着き小屋であろうと推定される。平成7(1995)年1月17日(火)に発生した大規模地震災害である阪神・淡路大震災に際して確認された、淡路嶋の北部から南部に走る活断層は、この繪圖から類推できる証拠は見当たらない。おそらく、他の時代に作成された繪圖群と、地形や環境条件を比較検討することによって、さまざまな事柄が明らかにされる可能性があると思われる。

□ 讃岐國

分類： 國繪圖

085

所蔵機関：国立公文書館　村数：　郡数：13

通し番号：SM-085-01◎04◎04863◎04866◎　石高：173,554.227　一村あたりの石高：

瀬戸内海に浮かぶ塩飽諸嶋、直嶋、豊嶋、小豆嶋などを含めて、四國の北東部が讃岐國の版圖である。北部で瀬戸内海に面し、南部の阿波國との境を讃岐山脈が東西に走っている。この山地から流れ出す香東川、綾川、土器川、金倉川、高瀬川などが、讃岐平野を潤しながら、瀬戸内海に流れ込んでいる。これらの中小河川は流域面積が狭く、雨量も少ないために、古代から、灌漑のために、満濃池などの溜池が、讃岐平野にたくさん作られた。空海も平安時代の初期に溜池の造成に関与したことが知られている。航路や陸路が朱色で丁寧に描かれていて、目的地までの里程、季節ごとの風向き、港の状態、河川の幅、水深、両側に黒丸を対置させた一里山なども詳細に記載されていて、貴重な資料となっている。十三郡で構成されていて、各郡の知行高は以下の通りである。

①豊田郡: 11,804.054石

②三野郡: 19,143.641石

③多度郡: 14,741.61石

④仲郡: 19,311.078石

⑤宇足郡: 16,249.127石

⑥北条郡: 6,374.538石

⑦南条郡: 11,423.421石

⑧香西郡: 8,706.778石

⑨香東郡: 12,210.225石

⑩山田郡: 18,239.08石

⑪三木郡: 11,645.477石

⑫寒川郡: 13,618.658石

⑬大内郡: 10,086.54石

総知行高: 173,554.227（173,554.23）石

使用されている用紙、筆跡などから考えて、おそらく新しい時代の寫圖であると推定される。くずし字を使用せずに楷書体で丁寧に書かれているので、非常に解読しやすい内容である。

□ 阿波國

分類： 國繪圖

086

所蔵機関：国立公文書館

通し番号：SM-086-01◎04◎04867◎04870◎

村数：

郡数：

石高：

一村あたりの石高：

東部で紀伊水道、南部で太平洋に面し、北部の讃岐國との境で、讃岐山脈が東西に走っている。この讃岐山地と、中央部の剣山地の間を、四国一の大河吉野川が東西に流れ、紀伊水道に至っている。この吉野川の中流から下流にかけて、中央構造線と呼ばれる大断層が走っている。この吉野川の流域の徳島平野、南東部で紀伊水道に注ぐ那賀川の河口附近が平野部で、残りはほとんど山岳地帯である。吉野川は現在のように河道が整備されてなく、この時代にあっては、中流や上流では、さまざまな支流が見られ、紀伊水道附近の河口では、無数の島々が浮かんでいるよな様相を呈している。正保時代以降、莫大な資金と人員を費消して大工事が行われ、今日のような形態になったのであろう。また、この河口付近の空いた箇所に解説が書かれていて、主要な航路の里程、港湾の深さや様態、風向きの注意事項などが特に詳細に記載されている。地図情報の豊かさと整然さにおいて、徳川幕府の政策を具現化した、卓越した資料と言えよう。なお、村を表現する小判形の中には、右側に石高、左側に名称が書き込まれている。十郡で構成され、各郡の石高は以下を参照されたい。

①名東郡: 24,906.922石

②名西郡: 17,211.926石

③板野郡: 29,574.05石

④麻植郡: 13,977.114石

⑤阿波郡: 7,758.1石

⑥美馬郡: 9,704.522石

⑦三好郡: 15,805.71石

⑧勝浦郡: 14,188.621石

⑨那賀郡: 41,732.425石

⑩海部郡: 11,894.193石

総石高: 186,753.583石

□ 豊後國1（豊後國八郡繪圖）

分類： 國繪圖

087

所蔵機関：臼杵市立臼杵図書館　村数：　郡数：8

通し番号：SM-087-01◎02◎04871◎04872◎　石高：378,592.4　一村あたりの石高：

正式な表題は「豊後國八郡繪圖」（配架番号：②-281）である。088とかなりの石高の相違が見られる。総石高は378,592.4石で、088が357,300.515石であるのに対して、約21,300石も多く記載されている。088と比較すると、表示されている村数も少なく、やや粗略な繪圖と言えよう。江戸幕府への献上繪圖や控圖などではなく、正式な繪圖を仕上げる前に描かれた参考資料であろうと思われる。また、正保の國繪圖の作成指導方針に全て則って作成されたようには思えない。ただ、村々が小判形でなく円形で表示され、その中に石高や名称が表記されていること、郡高の書き込み、交通路・郡の境界・河川・海・隣國の色分表示などは、他の國繪圖と同様に正鵠を得ている。豊後國は七世紀末に、豊國（とよのくに）が分割されて、豊前國とともに設けられた。この時代に執筆された「豊後國風土記」は、全国で五つだけの残る「古風土記」の一つである。他は、「出雲國風土記」「播磨國風土記」「肥前國風土記」「常陸國風土記」の四種類である。八郡で構成されていて石高などは以下を参照されたい。欄外には、総石高と十四人の領主別の石高が書かれている。ちなみに、088の領主は十七人で、石高の相違も見られる。

①國東郡：71,565.548石

②速見郡：55,860.858石

③大分郡：55,985.649石

④海部郡：45,415.994石

⑤大野郡：57,768.976石

⑥直入郡：25,415.736石

⑦玖珠郡：27,965.175石

⑧日田郡：28,540.858石

総石高：378,592.4石

石高表示が一部不鮮明であるので、誤記があるならば容赦されたい。

□ 豊後國2（豊後一國之繪圖）

分類： 國繪圖

088

所蔵機関：臼杵市立臼杵図書館　村数：　郡数：8

通し番号：SM-088-01◎04◎04873◎04876◎　石高：357,300.515　一村あたりの石高：

正式な表題は「豊後一國之繪圖」（配架番号:86）である。美麗で丁寧に描かれている繪圖である。航路・陸路などの交通路は大道と小道を区別した朱色、郡境や山脈は墨色、村々は郡単位で橙色・黄土色・白色などと、識別ができるように精確にかつ美麗に描かれている。四角形で示された城郭の中には、城主名と城の名称が記載されている。また、縮尺は一里六寸で、港湾の状態、遠見番所、他國への交通方法、両側に黒丸を対置させた一里山なども丁寧に描かれていて、江戸幕府の國繪圖製作方針を倣った貴重な資料と言えよう。欄外には、郡別の他に、十七人の領主をいろは別に並べて、それぞれの石高が表示されていて、生産高を考究する際の手がかりともなっている。領主別及び郡別においても、087とかなりの石高の相違が見られる。総石高は357,300.515石で、087が378,592.4石であるのに対して、約21,300石も少なく記載されている。以下に各郡の石高を列挙するので参照されたい。

①國東郡: 52,935.96石

②速見郡: 48,828.811石

③大分郡: 58,792.369石

④海部郡: 46,372.739石

⑤大野郡: 57,705.5947石

⑥直入郡: 35,480.6243石

⑦玖珠郡: 28,151.673石

⑧日田郡: 29,032.744石

総石高: 357,300.515石

□ 肥前國

分類： 國繪圖

089

所蔵機関：鍋島報効会

通し番号：SM-089-01◎04◎04877◎04880◎

村数：

郡数：

石高：

一村あたりの石高：

長崎が日本史の表舞台に登場するのは、寛永18（1641）年の5月17日、平戸のオランダ商館の職員が出島に移動してからのことになろう。正保時代にあっては、長崎はまだ貿易港としての体裁は整ってないように見える。肥前國は、對馬列島と壱岐嶋を除いた長崎県及び佐賀県の全土に相当する地域である。ただ、この繪圖にあっては、五島列嶋は掲載されていない。この島々を一里六寸、つまり縮尺21,600分の一の基準で調製すると圖幅が大きくなりすぎるためである。領土も、鍋島信濃守（佐賀領）、寺澤兵庫（唐津領）、松浦肥前守（平戸領）、高力摂津守（嶋原領）、大村丹波守（大村領）、五嶋源次郎（福江領）、宗對馬守（佐賀領）、御代官末次平藏（長崎領）の八人が支配者として君臨していた。宗對馬守は對馬國の支配者であり、佐賀の田代に飛地領土を所有していた。長崎県に相当する地域は山岳部が多く、村落は河川の流域もしくは海岸部に集中的に見られ、南東部の西彼杵、長崎、島原の各半嶋が海に突き出している。北西部に突き出ている北松浦半嶋の外海には、壱岐、對馬、五嶋の諸嶋が存在している。平野部が見られるのは佐賀領に多く、北部の脊振山地に起源をもつ筑後川、早津江川、堺川、牛津川などが佐賀平野と筑紫平野に水分を供給しながら、有明海に注ぎ込んでいる。航路・陸路などの交通路は大道と小道を区別した朱色、郡境や山脈は墨色、河川や海は群青色、村々は郡単位で橙色・黄土色・白色・青色などと、識別ができるように精確にかつ美しく描かれている。航路や陸路の里程、港湾の状態、遠見番所、他國への交通方法、両側に黒丸を対置させた一里山なども丁寧に描かれていて、江戸幕府の國繪圖製作方針を踏襲した貴重な資料と呼んでも過言ではない。繪圖元は佐賀藩の鍋島信濃守がつとめ、各石高を記載した末尾に「正保四年　鍋島信濃守」と書かれている。各郡と領主別の石高は以下の通りである。

●郡別の石高

①基肄郡：9,122.165石、②養父郡：10,601.472石、③三根郡：24,335.46石、④神埼郡：49,335.271石、⑤佐賀郡：102,779.195石、⑥小城郡：46,409.688石、⑦杵島郡：67,436.361石、 ⑧松浦郡：126,454.086石、⑨藤津郡：20,750.084石、⑩彼杵郡：40,437.532石、⑪高來郡：59,220.842石、総石高：566,882.156石。

●領主別の石高

①鍋島信濃守（佐賀領）：357,306.599石、②寺澤兵庫（唐津領）：63,032.5石、③松浦肥前守（平戸領）：45,470.999石、④高力摂津守（島原領）：40,000石、⑤大村丹波守（大村領）：27,973.877石、⑥五島源次郎（福江領）：15,530.371石、⑦宗對馬守（佐賀領）：11,837石、⑧御代官末次平藏（長崎領）：6,000.81石、総石高：567,152.156石。

□ 日向國

分類： 國繪圖

090

所蔵機関：東京大学史料編纂所　村数：　郡数：5

通し番号：SM-090-01◎03◎04881◎04883◎　石高：290,180.973　一村あたりの石高：

東部を日向灘、西部を肥後國、南部を大隅國、北部を豊後國に囲繞されたこの國は、七世紀に成立したが、それ以前の國産み神話においては、熊襲國として登場する。この繪圖においては、隣国は黄色（肥後國）、桃色（大隅國）、薄群青色（豊後國）、海・河川は群青色と美麗に着色されている。また、航路・陸路などの交通路は大道と小道を区別した朱色、郡境や山脈は墨色、村々は郡単位で橙色・黄土色・青色・白色・桃色で描かれ、港湾の状態、他國への交通方法、両側に黒丸を対置させた一里山、郡高、村の名称と石高を記した小判形なども表示されていて、江戸幕府の國繪圖製作の基準に一致した模範的な資料と言えよう。また、城郭は四角形で示され、その中に領主名が明記されている。山岳地帯が多く、北西部に九州山地、南部の大隅國との境界付近に鰐塚山地がある。南西部の國境のえびの高原付近には、霧島連峰に属する韓国岳、高千穂峰などの活火山があり、現在も活発に活動を続けている。日向灘に沿った宮崎平野、鰐塚山地と霧島連峰に囲繞された都城盆地、その奥のえびの高原が主なる穀倉地帯で、大淀川が水分を供給している。この大淀川を含めて、五ヶ瀬川、耳川、名貫川、小丸川、一ツ瀬川などが背後の山地から流れ出し、平野部に水分を供給し、日向灘に注ぎ込んでいる。石高も五つの郡別、五人の支配者別に、欄外で整然と整理されているので、以下にそれらの内容を紹介する。

●郡別の石高

①諸県郡：126,763.416石、②那珂郡：74,365.017石、③宮崎郡：28,800.385石、④児湯郡：35,102.538石⑤臼杵郡：25,149.617石、総石高：290,180.973石

●領主別の石高

①松平薩摩守：120,024.58石、②伊東大和守：57,086.4石、③嶋津：30,070石、④秋月長門守：30,000石⑤有馬左馬佐：53,000石(内3,000石は御藏地)、総石高：290,180.98石。

□ 薩摩國

分類： 國繪圖

091

所蔵機関：東京大学史料編纂所　村数：　郡数：14

通し番号：SM-091-01◎03◎04884◎04886◎　石高：315,006.06　一村あたりの石高：

薩摩國と大隅國が七十七萬石を有する嶋津家の領土であった。この版圖には、吐噶喇列嶋や奄美諸島を含む薩南諸島も含まれている。鹿児嶋城の城郭を表す四角形の内に、領主が「松平薩摩守」と記されている。これは、徳川家の縁戚を表すものではなく、外様大名ながら、徳川家との有効な関係を表すために賜った姓名である。現在の鹿児島県の西半分が薩摩國で、東半分が大隅國にあたる。薩摩半嶋、大隅半嶋がそれぞれの國の地理的な名称である。この繪圖においては、薩摩半島と、東シナ海に浮かぶ甑島列嶋、薩南諸嶋の一部が掲載されている。西部と南部で東シナ海、北部で肥後國、東部で大隅國に接壤している。北東部の霧島連山、鹿児島湾内の桜嶋、薩摩半嶋南部の開聞岳は、この國を南北に走る霧島火山帯に属する。大正3（1914）年の噴火で大隅半嶋と陸続きとなった、錦江湾（鹿児島湾）に存在する桜嶋は、東西約12キロメートル、南北約10キロメートル、周囲約55キロメートル、面積約77平方キロメートルの火山嶋で、現在でも噴煙が絶えない。約二万六千年前から活動しているこの火山嶋が噴出する火山灰の蓄積により、保水性の悪いシラス大地が形成され、水分を必要とする稲作には適さない土地となった。そのために、繁殖能力が高く、容易に窒素固定が可能なサツマイモの栽培が奨励されたのであろう。山岳地帯が多く、北部の肥後國との境界に國見山地があり、出水山地の南部を東西に流れ、東シナ海に至る川内川の流域に川内平野が広がっている。桜嶋の向かい側の鹿児島、高尾野川と米ノ津川が潤す北部の出水・阿久根、南部の坊津・山川の周辺に村落が見られる。十四郡で構成され、石高は以下の通りである。

①鹿児嶋郡：30,339.694石、②谷山郡：15,047.895石、③喜入郡：3,625.753石、④指宿郡：16,857.506石、⑤頴娃郡：15,939.384石、⑥知覧郡：6,838.453石、⑦川邊郡：35,045.734石、⑧阿多郡：23,570.47石、⑨日置郡：51,648.043石、⑩薩摩郡：42,719.134石、⑪高城郡：8,445.991石、⑫出水郡：23,735.256石、⑬伊佐郡：38,401.362石、⑭甑嶋郡：2,791.385石、総石高：315,006.06石。

□ 壱岐國

分類： 國繪圖

092

所蔵機関：長崎歴史文化博物館

通し番号：SM-092-01◎04887◎

村数：50

石高：17,726.683

郡数：2

一村あたりの石高：354.53366

壱岐と石田の二郡で構成されている。石高と村数は、それぞれ、壱岐郡が9,816.143石、24ヶ村、石田郡が7,910.54石、26ヶ村、合計17,726.683石、50ヶ村を数える。航路・陸路などの交通路は大道と小道を区別した朱色、郡境や山脈は墨色、海や河川は群青色、村々は郡単位で橙色（壱岐郡）・黄土色（石田郡）で描かれ、港湾の状態、他國への交通方法、両側に黒丸を対置させた一里山、郡高、村の名称と石高を記した小判形なども表示されていて、欄外に郡高表記が記載されてない以外は、幕府の國繪圖製作方針に則った資料であることは疑いない。

□ 琉球國

分類： 國繪圖

093

所蔵機関：東京大学史料編纂所

通し番号：SM-093-01◎04888◎

村数：52

石高：32,828.7

郡数：5

一村あたりの石高：

表題は「琉球國之内」となっているが、「奄美諸嶋」の繪圖である。北から鬼界嶋（6,932.4石、7ヶ村）、大嶋（10,455.5石、30ヶ村）、徳之嶋（10,009.7石、8ヶ村）、永良部嶋（4,158.5石、7ヶ村）、与論嶋（1,272.6石、2ヶ村）と並べてあり、総石高も全52ヶ村で32,828.7石、と、圧倒的に低い数字である。各嶋とも、中央部は山岳地帯で、海岸部に集落が発展している様相を呈している。

近世檜圖地圖資料集成/第1期（一覧表・目次）
The Collected Materials of Maps and Pictures Produced in Yedo Era / First Series
(List and Contents)

（第15巻）正保國繪圖集成・東日本篇
[Fifteenth Volume: The Country Maps of Japan Islands in Shôhô Term by Tokugawa Government]
（第16巻）正保國繪圖集成・西日本篇
[Sixteenth Volume: The Country Maps of Japan Islands in Shôhô Term by Tokugawa Government]

2013年3月20日　初版第1刷
編　者　近世綸園地圓資料研究会
解説者　近世綸園地園資料研究会
発　行　株式会社科学書院
〒174-0056 東京都板橋区志村 1-35-2-902 TEL.03-3966-8600 FAX 03-3966-8638
発行者　加藤　敏雄
発売元　霞ケ関出版株式会社
〒174-0056 東京都板橋区志村 1-35-2-902 TEL.03-3966-8575　FAX 03-3966-8638
第15巻本体価格　250,000円
ISBN4-7603-0372-4 C3325 ￥250000E
第16巻本体価格　250,000円
ISBN4-7603-0373-1 C3325 ￥250000E